

自主点検表

(資料編)

令和8年7月

(2026年7月)

城陽市福祉保健部高齢介護課

目 次

介護保険法施行規則(抜粋)	1
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抜粋)	2
城陽市暴力団排除条例(抜粋)	2
城陽市暴力団排除条例施行規則(抜粋)	2
通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いについて	3
居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針	8
京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱	9
地域密着型サービス外部評価制度に関する実施回数の緩和に係る取扱要領	13
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について	15
指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について	21
介護保険施設等における日常生活費等の受領について	31
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	33
厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順	37
施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準	39
要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	47
城陽市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱	49
城陽市地域密着型サービス事業者等指導要綱	52
城陽市地域密着型サービス事業者等監査要綱	57
城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	62
城陽市第1号訪問事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱	86
城陽市第1号通所事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱	107

介護保険法施行規則（抜粋）

（地域密着型介護サービス費の代理受領の要件）

第六十五条の四 法第四十二条の二第六項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 居宅要介護被保険者が指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。））、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。））、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号及び第四号において同じ。））、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。））に限る。次号において同じ。）を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要介護被保険者が法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

ロ 当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。

ハ 当該居宅要介護被保険者が当該指定地域密着型サービスを含む指定地域密着型サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。

二 居宅要介護被保険者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けるとき。

（地域密着型介護予防サービス費の支給の要件）

第八十五条の二 法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

一 居宅要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）（介護予防小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものを除く。次号において同じ。））及び介護予防認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。第三号において同じ。））を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。

イ 当該居宅要支援被保険者が法第五十八条第四項の規定により指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。

ロ 当該居宅要支援被保険者が基準該当介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該基準該当介護予防支援に係る介護予防サービス計画の対象となっているとき。

ハ 当該居宅要支援被保険者が当該指定地域密着型介護予防サービスを含む指定地域密着型介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているときであって、当該市町村が当該計画を適当と認めたとき。

二 居宅要支援被保険者が介護予防小規模多機能型居宅介護を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ているとき。

三 介護予防認知症対応型共同生活介護を受けるとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

城陽市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。

ア 暴力団員

イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

エ 暴力団員がその事業活動を支配する者

城陽市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（使用人の範囲）

第2条 条例第2条第3号イ及びウの規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
- (2) 営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）（各都道府県介護保険主管部（局）長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知） -抄-

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びに介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「通所介護等」という。）の提供において利用者、入所者、入居者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「福祉施設基準」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「保健施設基準」という。）、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「療養施設基準」という。）、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「地域密着基準」という。）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防基準」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「地域密着介護予防基準」という。）並びに「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331003号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）をもってお示ししているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの（以下「その他の日常生活費」という。）の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて下記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」という。）

又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

(別紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

- (1) 通所介護、通所リハビリテーション及び認知症対応型通所介護並びに介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防認知症対応型通所介護（居宅サービス基準第96条第3項第5号関係及び地域密着基準第49条第3項第5号関係並びに予防基準第100条第3項第4号関係及び地域密着介護予防基準第22条第3項第5号関係）
 - ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護並びに介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護（居宅サービス基準第127条第3項第7号、第140条の6第3項第7号、第145条第3項第7号及び第155条の5第3項第7号関係並びに予防基準第135条第3項第7号、第155条第3項第7号、第190条第3項第7号及び第206条第3項第7号関係）
 - ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に

係る費用

(3) 特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びに介護予防特定施設入居者生活介護（居宅サービス基準第182条第3項第3号関係及び地域密着基準第117条第3項第3号並びに予防基準第238条第3項第3号関係）

① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

(4) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス（福祉施設基準第9条第3項第6号関係及び第41条第3項第6号関係、保健施設基準第11条第3項第6号及び第42条第3項第6号関係並びに療養施設基準第12条第3項第6号及び第42条第3項第6号関係）

① 入所者、入居者又は入院患者（以下「入所者等」という。）の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

② 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用

③ 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）

④ 預り金の出納管理に係る費用

⑤ 私物の洗濯代

(5) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着基準第71条第3項第6号及び地域密着介護予防基準第52条第3項第6号関係）

① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

(6) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（地域密着基準第96条第3項第4号関係及び第76条第3項第4号関係）

① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

(7) 留意事項

① (1) から (6) の①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。
したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

② (1)、(2)、(4) 及び (5) の②に掲げる「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

③ (4) の④にいう預り金の出納管理に係る費用を入所者等から徴収する場合には、

イ 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、

ロ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が

行われること、

ハ 入所者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、入所者等から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いとは認められないものである。

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設である特別養護老人ホームは、従来から在宅生活が困難な入所者又は入居者の生活の拠点としての機能を有しており、介護サービスだけでなく、入所者又は入居者の日常生活全般にわたって援助を行ってきたところであり、入所者又は入居者の私物の洗濯等も基本的に施設サービスとして行われてきたものである。したがって（４）の⑤の「私物の洗濯代」については、入所者又は入居者の希望により個別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代を除き、費用の徴収はできないものであること。なお、このクリーニング代については、サービスの提供とは関係のない実費として徴収することとなること。

【参考】「その他の日常生活費」に係るQ & Aについて（平成12年3月31日事務連絡 各都道府県介護保険担当課（室）あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室）

本年3月30日付けで「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」を厚生省老人保健福祉局企画課長通知（老企第54号）として別添のとおり発出したところであるが、「その他の日常生活費」について想定される照会について、別添の通りQ & Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容を御了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願い申し上げます。

（別添）

「その他の日常生活費」に係るQ & A

問1 個人用の日用品について、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」としてはどういったものが想定されるのか。

答 歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者（又は施設）が提供するもの等が想定される。

問2 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問3 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、例えば病院の売店で利用者が購入する場合であってもその費用は「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、「サービス提供の一環として提供される便宜」とは言い難いので、「その他の日常生活費」に該当しない。

問4 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問5 個人専用の家電製品の電気代は、利用者から徴収できないのか。

答 サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。

問6 施設にコインランドリーがある場合、その料金についても「私物の洗濯代」として「その他の日常生活費」に該当するのか。

答 このような場合は、施設が洗濯サービスを提供しているわけではないので、その他の日常生活費には該当しない。

問7 個人の希望に応じて事業者等が代わって購入する新聞、雑誌等の代金は、教養娯楽に係る「その他の日常生活費」に該当するか。

答 全くの個別の希望に答える場合は事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

問8 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は、「その他の日常生活費」に該当するか。

答 事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの（例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事）における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費）に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。

なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの（例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や、希望者を募り実施する旅行等）に係る費用については、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針

(平成 17 年 9 月 7 日厚労省告示第 419 号 最終改正 令和 3 年 3 月 15 日厚労省告示第 73 号)

…地域密着型サービス関係抜粋…

一 適正な手続の確保

指定地域密着型通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約(以下「契約」という。)の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等(指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者をいう。以下同じ。)又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること(指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定複合型サービス、指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。)

ハ 居住等及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（中略）への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用料

(1) 居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

a ユニットに属する居室及びユニットに属さない居室のうち定員が 1 人のもの並びにユニットに属さない居室（指定地域密着型介護老人福祉施設の居室に限る。）のうち定員が 2 人以上のもの室料及び光熱費に相当する額

(2) 居住等に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとすること。

a 利用者等が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。)

b 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用

ロ 食事の提供に係る利用料

食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

(3) その他

利用者等が選定する特別な居室の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住等及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。

京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第97条第8項及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）第86条第2項の規定に基づき、認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所のサービスに係る外部評価（以下「外部評価」という。）について必要な事項を定めるとともに、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）におけるサービスの質の向上と利用者が当該事業者を選択するための情報提供の推進を図ることを目的とする。

（評価項目）

第2条 認知症対応型共同生活介護事業者に係る自己評価及び外部評価の項目は、別紙1のとおりとする。

（外部評価の実施回数）

第3条 事業者は、事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は外部評価を実施するものとする。

（外部評価の実施回数の緩和）

第4条 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすものとする。

なお、京都府（以下「府」という。）は、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ当該事業所の指定及び監督を行っている市町村と協議し、同意を得るものとする。

- （1）別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び別紙2（2）の「目標達成計画」を市町村に提出していること。
 - （2）運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
 - （3）運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
 - （4）別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。
- 2 前項の規定による外部評価の実施回数の緩和に係る取扱等については、別に定めるところとする。

（外部評価機関）

第5条 外部評価は、外部評価を適切に実施する能力があると認め府が選定した法人（以下「評価機関」という。）が行うものとする。

- 2 評価機関の要件及び選定手続き等については、別に定めるところによる。
- 3 評価機関が外部評価を行う際の外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）

については、別紙3を参考に評価機関が定めるものとする。

(外部評価の内容)

第6条 外部評価は、評価機関に所属する複数の評価調査員（以下「評価調査員」という。）により実施された書面調査及び訪問調査の結果を総合して、評価機関が評価結果を決定する。

2 書面調査

評価機関は、事業所から外部評価の依頼を受けた場合には、所定の手続きに基づき契約の締結、評価手数料の受領を行った後に、現況調査と自己評価調査を行うため、次の書面の提出を求める。

(1) 事業所の運営概要が分かる書類

例えば、運営規程、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット、介護サービス情報の公表制度の基本情報項目調査票等

(2) 事業所のサービス提供概要が分かる書類

例えば、介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等

(3) 自己評価及び外部評価結果（別紙2）

別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」（外部評価に係る記入欄を除く）について記載したもの

なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に係る記入欄について、各ユニットごとに作成したもの

(4) 利用者家族調査

前記の他、評価機関は、評価を適切に行うための情報収集を目的とし、様式により事業所の利用者の家族に対するアンケートを実施するものとする。アンケート調査を郵送で行う場合には、個人情報保護の観点から、アンケート調査票の送付は事業所が行い、評価機関が回収を行うものとする。

(5) その他必要と認める書類

例えば、運営推進会議の議事録等

3 訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

(1) 訪問調査は書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、別紙1の評価項目についての調査を行うことにより実施する。

なお、別紙1の評価項目において、テレビ電話装置等を活用して調査を実施することは妨げないが、訪問調査の実効性の担保を確保する観点から、全ての項目をテレビ電話装置等で実施することは認めず、訪問調査とテレビ電話等を併用して調査を実施すること。

(2) 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の確認を行う。

(3) 所定の作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な統括と確認を行い、訪問調査を終了する。

(4) 緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて、府及び関係市町村へ通報するなど、適切な対応を行うものとする。

(外部評価の申込み等)

第7条 事業者が外部評価を受けようとするときは、受審期間終了日の4箇月前までに、評価機関に申し込むものとする。ただし、4箇月前までに申込みができない正

当な事由がある場合に限り、受審期間終了日の3箇月前までの申込みを認めることとする。

- 2 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- 3 評価機関は、実施要領及び事業者と締結した評価業務委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

（評価結果の確定等）

第8条 外部評価結果の確定等は、次により行うものとする。

- （1）外部評価を行った評価調査者は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、評価調査者全員の合意により評価を行い、遅滞なく別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」を作成するものとする。
- （2）評価機関は、前項の結果を基に評価機関が設置する評価審査委員会を開催し外部評価を決定する。
- （3）評価機関は、外部評価の結果を確定したときは、当該結果を事業者に通知し、事業者から別紙2（2）の「目標達成計画」の提出を求めるものとする。

（評価結果等の公開）

- 第9条 評価機関は、利用者による事業者のサービスの選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」を利用して、別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び別紙2（2）の「目標達成計画」（以下「評価結果等」という。）を公開するものとする。
- 2 事業者は、評価結果等を利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明するものとする。
 - 3 事業者は、評価結果等を事業所内の見やすい場所に備え付けるとともに、利用者（入居者）の家族に送付等を行うものとする。

（市町村への報告）

- 第10条 事業者及び評価機関は、外部評価の実施状況、評価結果等について、市町村（この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた市町村に対しても同様の扱いとする。）に報告するものとする。
- 2 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明するものとする。
また、併せて、別紙2（3）の「サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明することが望ましい。

（書類の保存期間）

- 第11条 事業者は、評価機関から通知を受けた日から5年間、別紙2の「1 自己評価及び外部評価結果」及び別紙2（2）の「目標達成計画」を保存するものとする。

（守秘義務）

- 第12条 評価機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者（入居者）及びその家族の秘密を他に漏らさないものとする。また、その旨を評価調査員及び評価調査員であった者に義務づけるものとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

地域密着型サービス外部評価制度に関する実施回数の緩和に係る取扱要領

「京都府地域密着型サービス外部評価実施要綱」に定める地域密着型サービス外部評価に関する実施回数の緩和（以下「実施回数の緩和」という。）に係る申請等について、以下のとおり定める。

1 実施回数の緩和に係る要件

次に掲げる要件を全て満たす場合は「2年に1回」の受審を認める。

- (1) 直近の評価日（受審日・訪問調査日）（以下「評価日」という。）又は評価確定日（公表日）以前5年間及び5箇年度（以下「5年間等」という。）において、継続して受審していること。
また、実施回数の緩和を京都府（以下「府」という。）から認定され、外部評価を実施しなかった場合については、当該緩和期間中に実施したものとみなす。
なお、事業者の責に帰さない事由により、評価（受審・訪問調査）が受審期間内に受審できなかった場合は、外部評価機関の受付日を評価日とみなす。
- (2) 「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）を市町村に提出していること。
- (3) 運営推進会議が、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、6回以上開催されていること。
- (4) 運営推進会議に、直近の評価日以前1年間及び1箇年度において、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (5) 「自己評価及び外部評価の評価項目」のうち、外部評価項目の「I-2、I-3、I-4、I-6」（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合には、外部評価項目の「I-2-3、I-3-5、I-3-6、I-4-8」）の実践状況が適切であること。

2 事業者の申請手続き

事業者は、様式1「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請書」に記入し、次の書類を添付の上、地域密着型サービス事業所を所管する市町村に提出する。

- (1) 5年間等に受審の「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」の写し（平成22年4月1日以前に外部評価を受審している場合は、「自己評価票」及び「評価結果概要表」の写し）
上記5年間等に府が実施回数の緩和を認めている場合は、その認定書の写し
- (2) 申請する年又は年度の前年又は前年度に実施した運営推進会議の議事録の写し（出席者がわかるもの）

3 市町村の審査及び同意

- (1) 市町村は、事業者からの申請について、次の(2)の事項を審査の上、申請内容が適当と判断した場合は、様式2「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について（副申）」をもって実施回数の緩和について同意したものとし、事業者の申請書（様式1）（上記(2)の資料を除く）を添付の上、府に送付する。
- (2) 市町村が審査する事項は、上記1に掲げる事項とする。

4 認定

- (1) 府は、事業者からの申請書及び市町村からの副申を確認し、緩和要件を満たしている場合は、事業者には、様式3「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る認定書」を、市町村には、様式4「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和について」を交付する。
- (2) 緩和期間は、直近に受審した外部評価の評価日から1年間とし、緩和期間の終了日から1年以内に必ず受審しなければならないものとする。
- (3) その場合の緩和期間中の取扱いについては、「5年間継続して受審している事業所」の要件をみたすものとする。
- (4) 緩和期間の終了日から1年以内に受審し、次に実施回数の緩和を受けたい場合は、再度、申請を行うこととする。

5 その他

- (1) 認定を受けた事業者が外部評価を受審する際は、評価機関に認定書を提示することとする。
- (2) この取扱要領に記載のない事項については、府と市町村の協議により決定することとする。

附 則

この取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和5年7月24日から施行する。

老振発 0327 第 4 号
老老発 0327 第 1 号
平成 27 年 3 月 27 日

各都道府県介護保険担当主管部（局）長あて

厚生労働省老健局振興課長、老人保健課長通知

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 34 条第 1 項（第 88 条、第 108 条及び第 182 条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について

（最終改正：6 年 3 月 15 日老高発 0315 第 1 号、老認発 0315 第 1 号、老老発 0315 第 1 号）

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、従来、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所が行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うこととしていたところであるが、先般の見直しにより、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型サービス基準」という。）第 3 条の 37 第 1 項に規定する介護・医療連携推進会議又は第 34 条第 1 項（第 88 条及び第 182 条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議（以下「運営推進会議等」という。）に報告した上で公表する仕組みとされていたところである。

また、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を含む。以下同じ。）については、従来、地域密着型サービス基準第 97 条第 8 項に規定する外部の者による評価と第 34 条第 1 項（第 108 条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議の双方で「第三者による評価」を行うこととしていたところであるが、今般の見直しにより、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置づけ、当該運営推進会議と地域密着型サービス基準第 97 条第 8 項第 1 号に規定する外部の者による評価のいずれかから、第三者評価を受けることとした。

以上を踏まえ、見直し後の評価に係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所への周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 総論

地域密着型サービス基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、このうち運営推進会議等に関する事項は、市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準に該当し、市町村の指導監査や立入調査等において遵守状況の点検対象となる場合がある。

地域密着型サービス基準では、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は介護・医療連携推進会議をおおむね 6 月に 1 回以上、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は運営推進会議をおおむね 2 月に 1 回以上開催することを規定しているが、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を 1 年に 1 回以上行うこと（指定認知症対応型共同生活介護事業所においては地域密着型サービス基準第 97 条第 8 項第 1 号に規定する外部の者による評価との選択制）としたところである。これによりサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的とするものである。

各事業者には、運営推進会議等の開催、運営推進会議等を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが地域密着型サービス指定基準により義務づけられており、利用者に対するサービス提供にあたり、職員に対し、十分に意識づけを図ることが重要である。

2 評価の実施方法について

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

イ 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

ロ 介護・医療連携推進会議による評価について

- (1) 介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、

利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。

- (2) このため、当該評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

二 小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 事業所の全ての従業員が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業員の振り返り結果を当該事業所の従業員が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業員の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。
- (2) したがって、小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての従業員が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（スタッフ個別評価）と、従業員が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成される。

① スタッフ個別評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業員が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものである。
- ・ 原則として、地域密着型サービス基準により配置が義務づけられている全ての従業員が行うことが望ましいが、やむを得ない事情によりスタッフ個別評価を行うことのできなかった従業員があった場合に、直ちに地域密着型サービス指定基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではないこと。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものである。
- ・ 管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従事者が参加するミーティングをもとに作成することとし、スタッフ個別評価を行った従業員は、可能な限り参加に努めること。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものである。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

三 認知症対応型共同生活介護

イ 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

ロ 運営推進会議による評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものである。
- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。
- (3) 地域密着型サービス基準第 97 条第 8 項第 1 号に規定する外部の者による評価は、「第三者による評価」という点において、運営推進会議を活用した評価と同様の目的を有していることから、当該外部の者による評価を受けた場合には、運営推進会議を活用した評価を受けたものとみなすこととする。

四 看護小規模多機能型居宅介護

イ 自己評価について

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護従業者（地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）及び指定看護小規模多機能型

居宅介護事業所の管理者（以下「従業者等」という。）が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、その上で、他の従業者等の振り返り結果を当該事業所の従業者等が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、事業所として提供するサービスについて個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

- (2) したがって、看護小規模多機能型居宅介護における自己評価は、事業所の全ての従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行う自己評価（従業者等自己評価）と、従業者等が相互に事業所が提供するサービス内容について振り返りとして行う自己評価（事業所自己評価）により構成される。

① 従業者等自己評価

- ・ 利用者へのサービス提供を行う個々の従業者等が、これまでの取組や関わりについて個人で振り返るものである。
- ・ 原則として、全ての従業者等が行うことが望ましいが、やむを得ない事情により従業者等自己評価を行うことできなかった従業者等があった場合に、直ちに地域密着型サービス基準に規定する評価の要件を満たさないこととなるものではないこと。

② 事業所自己評価

- ・ 各自が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、すべての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものである。
- ・ 管理者や代表者が単独で作成するものではなく、複数の従業者等が参加するミーティングをもとに作成することとし、従業者等自己評価を行った従業者等は、可能な限り参加に努めること。

ロ 運営推進会議における評価について

- (1) 運営推進会議における評価は、事業所自己評価で取りまとめた当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものである。

- (2) 運営推進会議における評価を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、サービスや評価について知見を有し公正・中立な第三者（事業者団体関係者、学識経験者、外部評価調査員研修修了者等）の立場にある者の参加が必要である。これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保すること。

3 様式等について

- (1) 自己評価及び運営推進会議等を活用した評価は、当該事業所を設置・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が従事者と協議して実施することとする。
- (2) 自己評価及び運営推進会議等を活用した評価は、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うものとする。

なお、評価に係る項目の参考例について、以下のとおりお示しする。

(サービスごとの様式)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 自己評価・外部評価評価表・・・別紙 1
- 小規模多機能型居宅介護
 - ・ スタッフ個別評価・・・・・・・・別紙 2－1
 - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙 2－2
 - ・ 地域からの評価・・・・・・・・別紙 2－3
 - ・ サービス評価総括表・・・・・・・・別紙 2－4
- 認知症対応型共同生活介護
 - ・ 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール・・・別紙 2 の 2
- 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 従業者等自己評価・・・・・・・・別紙 3－1
 - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・別紙 3－2
 - ・ 運営推進会議における評価・・・別紙 3－3

4 結果の公表について

- (1) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表しなければならない。

なお、3 に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については別紙 1 を、指定小規模多機能型居宅介護事業者については別紙 2－2 及び別紙 2－4 を、指定認知症対応型共同生活介護については別紙 2 の 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については別紙 3－3 を公表すること。

- (2) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」の利用又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表すること。
- (3) 事業所が所在する市町村は、サービスの利用希望者の選択に資するため、運営推進会議等を活用した評価の結果について、市町村の窓口や管内の地域包括支援センターの窓口における閲覧しやすい場所に掲示するよう努めること。

(以下、別紙等省略)

老振発 0430 第 1 号
老老発 0430 第 1 号
老推発 0430 第 1 号
平成 27 年 4 月 30 日

各都道府県、指定都市、中核市介護保険主管部（局）長あて

厚生労働省老健局振興課長、
老人保健課長、
高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知

指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について

沿革

平成 28 年 3 月 16 日老推発 0316 第 1 号、老高発 0316 第 1 号、老振発 0316 第 1 号、老老発 0316 第 1 号改正

指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）の提供については、介護保険制度外の自主事業であるが、今般、「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 25 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、利用者保護の観点から指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障がないかを事業者指定を行う都道府県知事等が適切に判断できるよう、宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築することとし、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」の改正を行ったところである。

さらに、宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」を下記のとおり定めることとしたので、各都道府県におかれては、管内市町村、関係団体、関係機関等に本指針に沿った事業運営に努めるよう当該通知の内容について、周知徹底を図っていただきたい。

記

第 1 総則

1 目的

宿泊サービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（以下「指針」という。）は、指定通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保並びに宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。
- (2) この指針において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。
- (3) この指針において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。
- (4) この指針において、「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

3 宿泊サービスの提供

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。

なお、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること。

4 宿泊サービス事業者の責務

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービスの提供を行うこと。

- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

また、宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行うこと。

なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に居宅サービス計画等に位置付けるものではないこと。

- (4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等を遵守すること。

第2 人員に関する指針

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は次のとおりとすること。

- (1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保することとし、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時1人以上確保すること。
- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいこと。
- なお、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。
- (3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保すること。
- (4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること。

第3 設備に関する指針

1 利用定員

宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。ただし、2(2)①の基準を満たす範囲とすること。

2 設備及び備品等

(1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等を使用する場合は、当該指定通所介護事業所等の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用する。

(2) (1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

① 宿泊室

ア 宿泊室の定員は、1室あたり1人とすること。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとすること。

イ 宿泊室の床面積は、1室あたり7.43平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の定員は、1室あたり4人以下とすること。

エ 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められないものである。

また、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。

第4 運営に関する指針

1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事

項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

3 宿泊サービスの取扱方針

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者が法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。

また、利用者が法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たること。

- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。
- (5) 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

4 宿泊サービス計画の作成

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね 4 日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、4 日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。

- (2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付すること。

5 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

6 食事の提供

- (1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。

7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

9 緊急時等の対応

宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ サービス提供日及びサービス提供時間
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行ってはならない。

13 非常災害対策

宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

15 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしなないこと。

また、介護保険サービスとは別のサービスであることを明記すること。

18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

20 宿泊サービスを提供する場合の届出

- (1) 指定通所介護事業所等が指定通所介護等の提供以外の目的で、指定通所介護事業所等の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者等に係る指定を行った都道府県等（以下「指定権者」という。）に届け出ること。

なお、当該届出については別紙様式に基づいて行うこととし、当該届出内容は法第115条の35の介護サービス情報の基本情報にも追加していることから、当該介護サービスを提供する事業所を管轄する都道府県知事に報告すること。

- (2) 指定通所介護事業者等は(1)で届け出た内容に変更があった場合は、別紙様式に基づき、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出ること。

- (3) 指定通所介護事業者等は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別添様式により、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出ること。

21 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために都道府県及び市区町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

22 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。
- ① 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - ② 3(4)に定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ③ 4に定める宿泊サービス計画
 - ④ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
 - ⑤ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5 その他

各都道府県、指定都市、中核市又は市町村において、当該指定通所介護事業所等の宿泊サービスの人員配置や設備などから利用者に対するサービス提供に支障がないと認める場合は、第2から第4の限りではないこと。

(別紙様式)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する

開始
変更
休止・廃止
※1

届出書

平成 年 月 日

各指定権者 殿

法人所在地
名 称
代表者氏名

印

基本情報	事業所情報	フリガナ			事業所 番号						
		名称									
		フリガナ			連絡先	(緊急時) ー ー					
		代表者氏名				ー ー					
		所在地	(〒 ー ー)								
	宿泊サービス	宿泊サービスの開始・廃止・休止予定年月日 (既に開始している場合はその年月日)		平成 年 月 日							
		利用定員	人	提供日	月	火	水	木	金	土	日
		提供時間	： ～ ：	その他年 間の休日							
		1泊当たりの 利用料金	宿泊 円		夕食 円		朝食 円				
		人員関係	人員	宿泊サービスの提供 時間帯を通じて 配置する職員数	人	時間帯での 増員(※2)	夕食介助 朝食介助	： ～ ：	人		
設備関係	宿泊室	配置する職員の 保有資格等	看護職員・介護福祉士・左記以外の介護職員・その他有資格者 ()								
		個室	合 計	床面積(※3)							
			(室)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
				(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
				個室以外	合 計	場 所 (※4)	利用定員	床面積 (※3)	プライバシー確保の方法 (※5)		
	(室)	()	(人)		(㎡)						
		()	(人)		(㎡)						
		()	(人)		(㎡)						
		()	(人)		(㎡)						
	消防設備	消火器	有 ・ 無		スプリンクラー設備		有 ・ 無				
自動火災報知 設備		有 ・ 無		消防機関へ通報する火災 報知設備		有 ・ 無					

※1 事業開始前に届け出ること。なお、変更の場合は変更箇所のみ記載すること。

※2 時間帯での増員を行っていない場合は記載は不要。

※3 小数点第二位まで(小数点第三位以下を切り捨て)記載すること。

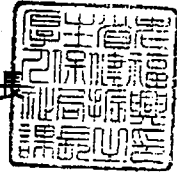
※4 指定通所介護事業所の設備としての用途を記載すること。(機能訓練室、静養室等)

※5 プライバシーを確保する方法を記載すること。(衝立、家具、パーテーション等)

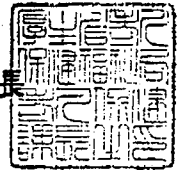
老 振 第 7 5 号
老 健 第 1 2 2 号
平成12年11月16日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局 振 興 課 長



老人保健課長



介護保険施設等における日常生活費等の受領について

居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）が介護保険の給付対象となる利用料のほか利用料、入所者又は患者（以下「利用者等」という。）から支払いを受けることができることとされている費用（以下「日常生活費等」という。）については、既に指定居宅サービス等、指定居宅介護支援等及び介護保険施設の運営に関する基準（以下「運営基準」という。）において所要の規定を整備し、解釈通知等によりその取扱いを示しているところであるが、さらに下記事項に関し、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の技術的な助言に該当するものである。

記

1. 日常生活費等の受領に係る同意について

介護保険施設等は、運営基準に基づき、日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者等の同意を得なければならないものであるが、当該同意については、利用者等及び介護保険施設等双方の保護の立場から、当該サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者等の署名を受けることにより行うものとする。

この同意書による確認は、日常生活費等の実費受領の必要が生じることにより、その受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービス内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認する方法が基本となるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとする。

なお、日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、当該サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所又は施設の見やすい場所に掲示しなければならないことに留意されたい。

2. 日常生活費等の範囲等について

日常生活費等の範囲等については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）その他疑義解釈集等において示しているところであるが、上記1. の取扱いと併せ、再度周知徹底を図られたい。

3. 日常生活費等とは区分される費用について

介護保険施設等により行われる便宜の供与であっても、保険給付の対象となっているサービス及び日常生活費等に係るサービスの提供と関係なく、利用者等がその嗜好又は個別の生活上の必要に応じて購入等を行うものについては、その費用を日常生活費等とは区分して受領することとなるが、当該便宜は、その性格上、当然に、日常生活費等に係るサービスと同様に、利用者等の希望を確認した上で提供されるものであり、すべての利用者等に対して一律に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められないものである。

なお、当該便宜について、保険給付の対象となっているサービス及び日常生活費等に係るサービスと重複する費用又はこれらと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められず、また、当該便宜の提供に当たっては、利用者等及び介護保険施設等双方の保護の立場から、その内容及び費用の額については、事業所又は施設の見やすい場所への掲示、利用者等への懇切丁寧な説明、同意書による確認等、日常生活費等と同様の取扱いが適当である。

4. その他

介護保険施設等が利用者等に対して交付する領収証には、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、日常生活費等及び上記3. の費用の額を、介護保険の給付に係る利用料の額と区分した上で、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載する必要があることに留意されたい。

健発第 0222002 号
薬食発第 0222001 号
雇児発第 0222001 号
社援発第 0222002 号
老発第 0222001 号
平成 17 年 2 月 22 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所政令市市長
特別区区長

厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長通知

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

沿革

令和 5 年 4 月 28 日こ成総第 18 号、こ支総第 9 号、健発 0428 第 3 号、生食発 0428 第 8 号、社援発 0428 第 18 号、障発 0428 第 1 号、老発 0428 第 9 号改正

高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願います。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。

また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
 - ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第63条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。
7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを行わせるなど衛生教育の徹底を図ること。また、職員を対象として衛生管理に関する研修を定期的に行うこと。

9. なお、医師が、感染症法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるので、留意すること。

別 紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 介護老人保健施設
- 看護小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 介護医療院

【保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設含む）
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院

- 母子生活支援施設
- 保育所
- 認定こども園

※ 幼保連携型・幼稚園型については、学校保健安全法第 18 条（保健所との連絡）等の規定にも留意すること。

- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

- 障害福祉サービス事業所（訪問系サービスのみを提供する事業所を除く）
- 障害者支援施設
- 福祉ホーム
- 障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- 障害児通所支援事業所
- 身体障害者社会参加支援施設
- 地域活動支援センター
- 盲人ホーム

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

(平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 268 号 最終改正令和 6 年 3 月 15 日厚生労働省告示第 86 号)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十四条第二項第四号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二十七条第二項第四号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二十九条第二項第四号、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第二十八条第二項第四号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)第二十六条第二項第四号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第一百五十一条第二項第四号及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)第二十六条第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、次のとおりとする。

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

- 一 養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、指定地域密着型介護老人福祉施設又は軽費老人ホーム(以下「養護老人ホーム等」という。)の従業者が、入所者又は入居者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者又は施設長(以下「管理者等」という。)に報告する体制を整えること。
- 二 養護老人ホーム等の管理者等は、当該養護老人ホーム等における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前号の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。
- 三 養護老人ホーム等においては、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。
- 四 養護老人ホーム等(軽費老人ホームを除く。以下この号において同じ。)の医師及び看護職員は、当該養護老人ホーム等内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。

- 五 養護老人ホーム等の管理者等及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。
- 六 養護老人ホーム等は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。
- 七 養護老人ホーム等の管理者等は、イからハまでに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に二名以上発生した場合
- ロ 同一の有症者等が十名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ハ イ及びロに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合
- 八 前号の報告を行った養護老人ホーム等は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。

施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準

京 都 府

〔 9 健 対 第 3 7 6 号 〕
 平成 2 9 年 3 月 3 1 日
 一部改正 平成 3 1 年 4 月 1 2 日

1 目的

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の発生施設において、早期にその事実を明らかにし、施設利用者等に対して感染拡大防止のための注意喚起や予防行動の徹底を呼びかけることが感染症対策の観点からも極めて重要である。

また、発生施設にとっては、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害を未然に防止し、できるだけ早期に正確な情報を府民に提供することで施設への信頼に繋がることが期待される。

これらのことを踏まえ、施設内における集団感染等が発生した場合の報告・公表に関する基本的な考え方を整理し、報告・公表の基準を定める。

2 施設から保健所への報告の基準

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の施設から保健所への報告の基準は、次のとおりとする。

施設の種類	報告の基準（次のいずれかに該当）	参考法令等
介護施設 福祉施設 〔 保育所等通所 〕 〔 施設を含む。 〕	1 同一の感染症（疑いを含む）に死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合 2 同一の感染症の患者（疑いを含む）が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 3 1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合	○ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号） ○ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日厚生労働省健康局長等通知）
医療機関	感染対策を実施した後、同一病棟（機関）で発症者（目安10名以上）又は因果関係が否定できない死亡者が確認された場合	○ 医療機関等における院内感染対策について（平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
共通事項	感染症等発生時早期（疑いを含む。）に、拡大防止のために保健所の指導が必要と管理者等が認めた場合	○ 府独自規定

3 公表に関する指導の基準

(1) 公表の目的

多数の者が利用する施設で集団感染が発生した場合、施設が主体的に府民等に対して面会制限等施設内の感染拡大防止を周知・徹底するとともに、感染についての注意喚起を行うことにより、感染の拡大を防止することを目的とする。

(2) 公表の基準

公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。

なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。

- ① 施設内感染若しくは院内感染（疑いを含む。）による死亡者が報告された場合
- ② 介護施設・福祉施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、重篤な患者を含む新たな発症者が概ね 10 名（目安：累計概ね 20 名）又は全利用者の概ね半数以上報告された場合
- ③ 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合
- ④ 医療施設については、感染対策を講じた後に、累計概ね 20 名以上の患者が発生した場合
- ⑤ ①～④にかかわらず、病原体の種類や感染力、感染の規模等を総合的に判断し公表が必要とした場合、又はその他社会的に影響が大きいと判断し公表が必要とした場合

(3) 公表の考え方

ア 施設が公表する場合の考え方

- ・ 施設が、集団発生した早い段階において主体的に正確な情報を提供し、早期に適切な対応を講じていることを府民に認識していただくことで、無用な不安を解消し、施設への信頼を高めることができる。
- ・ 公表に当たっては、保健所が施設にその趣旨を丁寧に説明し、罰則や告発として行うものではないことを理解いただき、適切な時期に施設が主体的に公表するよう助言する。

イ 京都府が公表する場合の考え方

上記について施設が対応しない場合であって、感染の拡大が依然認められると判断した場合は、施設名、所在地、施設種別、患者数等を公表する。

なお、施設には事前に内容等を伝達する。

「施設内における集団感染症発生時の報告・公表の基準」施設用Q & A

京 都 府
平成 29 年 12 月 12 日
改正 平成 31 年 4 月 12 日
改正 令和 5 年 8 月 1 日

1 目的に関すること

Q 1 なぜ報告・公表の基準が必要なのですか。(共通)

A 1 社会福祉施設や医療施設などの施設内で感染症による集団感染等が発生した場合、発生施設が早期にその事実を明らかにすることで、施設利用者等への感染拡大防止のための注意喚起だけでなく地域住民に対する予防行動の徹底にも資すると考えており、感染症対策の観点から極めて重要であるとともに、施設への信頼にも繋がるものと期待されます。

また、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害の未然防止にも資するものと考えており、そのためには早期に正確な情報を府民に提供することが重要であることから、今回、報告・公表の基準を示すものです。

Q 2 公表によって住民の不安をまおり、施設の信頼が失墜する恐れがありませんか。
また、マスコミの報道により、施設が風評被害を受けることはありませんか。
(共通)

A 2 施設が早期に事実を正確に公表し、施設の対応について透明性を確保するとともに、適切な措置を講じていることを地域住民に伝え、理解していただくことが、風評被害の防止や施設への信頼に繋がると考えています。近年、医療機関で発生したノロウイルス集団感染について、公表の遅れにより施設や行政の姿勢が問われた事例は記憶に新しいところであり、今回、基準を定め周知を図るものです。

Q 3 施設名を公表することが、感染拡大防止の有効な手段になるのでしょうか。
(共通)

A 3 公表を通じて、施設への訪問者等の適切な予防行動等に繋げることが公表の目的のひとつです。

2 適用範囲に関すること

Q 4 この基準は、京都市内の施設についても適用されるものですか。（共通）

A 4 京都市内の施設は京都市が指導監督権限を有し、報告・公表のルールについても、京都市が基準を設けて運用されていることから、京都市内の施設は対象外となります。

Q 5 この基準が適用される施設には、具体的にどのようなものがありますか。
（共通）

A 5 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長等通知）の別紙に掲げる施設及び病院・診療所（以下「医療機関」という。）が対象となります。なお、同通知の発出以降に、新たに規定された下記の施設も対象となります。

【介護・老人福祉関係施設等】

- サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームとして考える。）

【児童・婦人関係施設等】

- 認定こども園
- 児童心理治療施設

（関係法令改正により「情緒障害児短期治療施設」が名称変更）

【障害者関係施設】

障害者関係施設については関係法令の改正により、同通知の別紙に代わり、次の事業所分類となっています。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合

支援法)に基づく次の施設及び事業所

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助の各事業を行う事業所（障害福祉サービス事業所）
- ・ 地域生活支援センター及び福祉ホーム

○ 児童福祉法に基づく次の施設及び事業所

- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業を行う事業所
- ・ 障害児入所施設

※ 関係法令等の改正に合わせて、適宜加除修正の可能性あります。

Q 6 この基準が適用される感染症には、具体的にどのようなものがありますか。

（共通）

A 6 全数届出の疾患以外の定点医療機関からの届出による5類感染症、例えば、インフルエンザ、感染性胃腸炎をはじめ、RSウイルス感染症、手足口病、伝染性紅斑、新型コロナウイルス感染症等が想定されます。

3 報告の基準に関すること

Q 7 基準に患者数が示されていますが、施設の入所者や医療機関の入院患者以外に職員も含めて計上するのですか。（共通）

A 7 多くの場合、職員は自宅から施設等に通勤していることから自宅や通勤途上での感染等同一の感染経路ではないケースも想定されます。しかし、業務等で施設内を往来することの多い職員が感染の媒体となることもあるため、職員も含めて計上します。（厚生労働省結核感染症課）

Q 8 医療機関における報告の基準において、感染対策を実施する集団の考え方を教えてください。

A 8 院内感染のアウトブレイクについては、「医療機関における院内感染対策について（平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）」において、「一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである」とされており、この場合の考え方は以下のとおりとします。

<一定期間の考え方>

画一的に1週間等の期間を設けるものではなく、患者の発生状況から一連の集団感染であると判断できる期間とする。

例えば、最後の患者の感染性消失後、当該原因病原体の潜伏期間の2倍の日数が経過した後の患者の発生については、新たな集団とするなど疾病の特性を踏まえて判断してください。

<一定の場所の考え方>

構造や患者、医師・看護師等の導線、感染経路等を考慮して集団の範囲を決定する。

例えば、病棟や看護単位が別であっても、次のような場合は、同一の集団と考える必要がある。

- ① ナースステーションが一つであり、病棟間でスタッフの行き来がある場合
- ② 昼間は独立した看護単位であっても、夜間は一体的な看護体制となる場合

4 公表の基準に関すること

Q 9 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合を公表の基準としていますが、介護施設等では、少数の患者発生で予防的に閉鎖する施設もあり、一方、保育施設では事業を休止することそのものがまれですが、実態を考慮した運用方法について教えてください。

A 9 通所系施設の実態を考慮すると、小規模施設において、感染拡大防止のためではなく、予防的に事業を休止する場合等もありますので、施設での対応状況や感染拡大の可能性を考慮して公表の可否を判断することが必要です。

Q 1 0 公表の基準について、一連の感染症事案かどうかの判断に当たっての考え方を教えてください。(共通)

A 1 0 感染症の潜伏期間、患者集団、症状等に応じて関連性を精査する必要がありますので、感染症対策を講じた後に患者が発生するまでの間隔や発生状況等を考慮して総合的に判断してください。

なお、医療機関については、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、「院内感染のアウトブレイクとは、一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである」とされており、この場合の考え方は報告の基準に準じます。(Q & A 8 参照)

Q 1 1 基準を適用する場合の目安として患者数が示されていますが、施設の入所者や医療機関の入院患者以外に職員も含めて計上するのですか。(共通)

A 1 1 報告の基準に準じます。

Q 1 2 京都府が公表する場合、どこが主体となるのですか。(共通)

A 1 2 地域の感染症対策に当たっては、保健所長が3(2)の各事項を勘案の上、感染拡大防止の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行います。その上で、総合的な観点から公表が必要と判断した場合は、保健所が公表の主体となります。

5 その他

Q 1 3 施設及び医療機関のホームページのみに掲載することで、公表したものとみなされますか。(共通)

A 1 3 ホームページへの掲載のみで、必ずしも本基準の目的（Q & A「1 目的に関すること」参照）が達成できない訳ではありませんが、本基準の目的を十分に考慮して施設利用者へ行き渡る広報媒体を選定いただくことが重要です。

Q 1 4 資料提供先、資料提供の方法、公表内容等について保健所に相談してよいでしょうか。（共通）

A 1 4 感染対策に関することと併せて、適切な公表の時期や内容等も含め、保健所が施設等を支援します。

Q 1 5 公表資料に記載すべき内容について教えてください。（共通）

A 1 5 注意喚起、施設利用者の不安解消等の公表の目的に照らし、正確な発生状況に加え、施設が適切な感染防止対策を講じていることがわかるようを記載してください。

具体的には、少なくとも次の内容を含むものとします。

- 発症者数（施設利用者及び職員）
- 死亡者がいる場合は、個人情報の保護に留意した上で、概要を記載
- 感染防止対策等の実施状況
（初発の患者から時系列で記載。保健所への報告等も含む。）
- 具体的な感染防止対策の内容。

子子発 0823 第 1 号
社援保発 0823 第 1 号
障企発 0823 第 1 号
老推発 0823 第 1 号
老高発 0823 第 3 号
老振発 0823 第 1 号
老老発 0823 第 1 号
平成 29 年 8 月 23 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局振興課長
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び
訓練の実施の徹底について（依頼）

今般、平成 28 年 8 月の台風 10 号による被害を踏まえて策定された水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）が施行され、市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（以下「施設」という。）の所有者又は管理者（以下、「管理者等」という。）は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務付けられました。

これについては、平成 29 年 6 月 19 日付け『「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について（雇児総発 0619 第 1 号、社援保発 0619 第 1 号、障企発 0619 第 2 号、老推発 0619 第 2 号、老高発 0619 第 1 号、老振発 0619 第 1 号、老老発 0619 第 1 号、国水環防第 5 号、国水砂第 10 号）』において、都道府県関係部局及び管内市町村と共同して確認・調整し、施設の避難計画の点検を適切かつ確実にを行うようお願いしたところです。避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。その際、国土交通省ホームページに掲載されているマニュアル及び手引きを積極的にご活用いただくとともに、緊急時の連絡体制の構築など、施設と積極的に連携し避難計画が実効性のあるものとなるよう施設の避難計画策定等へのご支援をお願いします。

また、施設については、介護保険法等の事業法や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できる計画をい

い、以下、「非常災害対策計画」という。)の策定が義務付けられています。避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記する形で作成することが可能です。

国土交通省ホームページ

【水害関係】

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

【土砂災害関係】

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

城陽市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第7号。以下「基準条例」という。）及び城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年城陽市規則第4号。以下「基準規則」という。）並びに城陽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第8号。以下「予防基準条例」という。）及び城陽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年城陽市規則第5号。以下「予防基準規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、施行規則、基準条例及び基準規則並びに予防基準条例及び予防基準規則（以下「基準条例・規則」という。）で使用する用語の例による。

(法令遵守)

第3条 事業者の指定を受けた者は、法、法に基づく政令、省令及び告示、基準条例・規則、この要綱及び他の法令を遵守するものとする。

(指定の申請等)

第4条 法第78条の2第1項、第78条の2の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定の申請は、別に定める指定申請書により行なうものとする。

2 法第78条の2第1項、第78条の2の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新申請等)

第5条 法第78条の12及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新申請は、別に定める指定更新申請書により行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(従事者に関する留意事項)

第6条 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）に従事する者（以下「従事者」という。）は、地域密着型サービス等の提供を行うに足る知識経験を有する者とし、次に掲げる基準を満たしていること。

- (1) 管理者（基準条例第85条及び第113条並びに予防基準条例第47条及び第74条の管理者を除く。）、計画作成担当者及びオペレーターは、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービス（以下この条において「介護関係サービス」という。）を提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合にあっては勤務日数がおおむね400日以上職歴を有する者であること。

(2) 生活相談員は、次のいずれかに該当する者であって、介護関係サービスを提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合にあってはおおむね400日以上職歴を有する者であること。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 介護支援専門員

ウ 介護福祉士

(3) 事務職を除く従業者の3割以上の者が、介護関係サービスを提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合はおおむね2年以上、非常勤の場合にあっては勤務日数がおおむね400日以上職歴を有する者であること。

(4) 同一の者が3種類を超える職務を兼務しないこと。

(5) 従業事者に係る指揮命令及び労働条件を雇用契約、就業規則等で明確にしていること。

（設備に関する留意事項）

第7条 事業所は、適正な事業運営を行うために必要な施設設備として、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画の事務室等の設置が必要とされる場合の面積は、原則として7.4平方メートル以上を標準とすること。

(2) 要介護者等に配慮した施設設備とすること。

（標準処理期間）

第8条 第4条第1項に規定する指定申請書又は第5条第1項に規定する指定更新申請書が提出されてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、記載漏れ、添付書類の不備その他の事由による補正に要する期間を除き、2月とする。

（変更等の届出）

第9条 法第78条の5第1項及び第115条の15第1項の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあっては別に定める変更届出書により、休止した事業の再開に係るものにあっては別に定める再開届出書により、それぞれ行うものとする。

2 法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による届出は、別に定める廃止・休止届出書により行うものとする。

3 事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長にあらかじめ変更に係る資料を提出して協議をするものとする。

(1) 利用定員等の変更

(2) 事業所の所在地の変更

(3) 事業所の建物の構造、専用区画等の変更

(4) 営業日及びサービス提供時間等の変更

(5) 利用料（法定代理受領サービスに該当するものを除く。）の変更

（指定の辞退）

第10条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、別に定める指定辞退届出書により行なうものとする。

（事業所の廃止等）

第11条 事業者は、事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所の利用者が継続してサービスを受けることができるための措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所を休止しようとする場合、その休止期間は、1年以内とする。

3 市長は、前項に規定する休止期間を経過した後も再開の届出がない場合、事業者に対し、廃止の手続を行うよう指導するものとする。

(事業所情報の提供)

第12条 市長は、第4条、第5条、第8条及び第9条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理（以下、この条において「指定等」という。）をしたときは、京都府知事、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 事業者の名称及び所在地等
- (3) 事業所の名称及び所在地等
- (4) サービスの種類
- (5) 事業の開始、再開、廃止又は休止の年月日
- (6) 指定、指定の更新又は指定の辞退の年月日
- (7) 運営規程
- (8) 介護支援専門員の氏名及び介護支援専門員登録番号
- (9) 利用定員（登録定員又は入居定員若しくは入所定員）

(運営に関する留意事項)

第13条 地域密着型サービス等の事業の運営に当たっては、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号 老老発0331017号。厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）に留意するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に規定するもののほか、事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

城陽市地域密着型サービス事業者等指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定による指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防支援若しくは介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）第2の5の規定による城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年城陽市告示第15号。以下「総合事業実施要綱」という。）第2条第1号に規定する第1号事業（以下「地域密着型サービス等」という。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「地域密着型サービス実施者等」という。）に対して行う介護給付、予防給付及び介護予防・生活支援サービス事業（以下「介護給付等」という。）に関する文書の提出など及びそれに基づく措置として、地域密着型サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った地域密着型サービス等に対して行う介護給付等に係る地域密着型サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（指導方針）

第2条 指導は、地域密着型サービス実施者等、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者、指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者及び指定第1号事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）に対し、次の各号に掲げる条例、規則、厚生労働省令及び告示等（以下「基準等」という。）に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第7号）
- (2) 城陽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第8号）
- (3) 城陽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年城陽市条例第12号）
- (4) 城陽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年城陽市条例第9号）
- (5) 城陽市第1号訪問事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱（平成29年城陽市告示第16号）
- (6) 城陽市第1号通所事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱（平成29年城陽市告示第17号）
- (7) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第126号）

- (8) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第128号）
- (9) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省令第20号）
- (10) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第129号）
- (11) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年3月厚生省告示第93号）
- (12) 第1号訪問事業に要する費用の額の算定に関する基準（総合事業実施要綱別記1）
- (13) 第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準（総合事業実施要綱別記2）

（指導形態）

第3条 指導形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、地域密着型サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年一回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

運営指導は次のア～ウの内容について、原則実地に行う。また、市が単独で行うものを「一般指導」とし、市が厚生労働省又は京都府と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも可能とする。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対する）サービスの提供状況を含む。）

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

(3) 実施頻度

運営指導は、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる地域密着型サービス事業者等について行う。

（指導対象）

第4条 指導対象の選定は次のとおりとする。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、地域密着型サービス事業者等を対象に行う。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

(7) 毎年度、別に定める指導監査方針に基づき地域密着型サービス事業者等を選定する。

(イ) 京都府、京都府国民健康保険団体連合会等から情報提供を受けて、一般指導が必要と認め

られる地域密着型サービス事業者等

- (ウ) その他、高齢者虐待が疑われているなど市が特に一般指導を要すると認める地域密着型サービス事業者等

イ 合同指導

一般指導の対象とした地域密着型サービス事業者等の中から選定する。

(指導方法等)

第5条 指導の方法は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の日時、場所、出席者及び指導内容等を対象となる地域密着型サービス事業者等に対して原則として集団指導実施日の2月前までに通知する。

イ 指導方法

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方法で行う。

なお、集団指導に参加しなかった地域密着型サービス事業者等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 一般指導

(ア) 実施通知

指導対象となる地域密着型サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該地域密着型サービス事業者等に原則として運営指導実施日の1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる地域密着型サービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該地域密着型サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- a 運営指導の根拠規定及び目的
- b 運営指導の日時及び場所
- c 指導担当者
- d 地域密着型サービス事業者等の出席者（役職名等）
- e 準備すべき書類等
- d 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

(イ) 事前資料の提出

運営指導の実施に当たっては、必要に応じて事前に資料の提出を求める。

(ウ) 指導方法

運営指導は、国が別に定める指導に関するマニュアル及び第2条に規定の指導指針に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報

酬請求指導に限る。)の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。

イ 合同指導

厚生労働省又は京都府と協議して行う。

(指導結果の通知等)

第6条 運営指導の結果については、運営指導終了後、現地において、当該地域密着型サービス事業者等の責任者に対して、講評を行うとともに、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

2 当該地域密着型サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、原則として1ヶ月以内に文書により報告を求めるものとする。

(指摘に伴う自主返還)

第7条 地域密着型サービス事業者等に対する運営指導において、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合、当該地域密着型サービス事業者等に対し、指摘を行った事項について、全要介護者等の介護給付費明細書等関係書類を対象に、指導を行った月の前5年間について、自主点検の上、その結果を報告させ自主返還を求める。

2 一定期間を経過しても返還が行われない地域密着型サービス事業者等については、速やかに監査を実施する。

(監査への変更)

第8条 運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「城陽市地域密着型サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(京都府との連携)

第9条 京都府と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるとともに、集団指導に使用した資料等及び運営指導の結果については、京都府に情報提供するものとする。

2 高齢者虐待が疑われているなどで、京都府が指定権限を有する介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）に対して運営指導を行う必要が生じた場合

は、京都府と協議の上、次のいずれかの方法により対処するものとする。

- (1) 京都府が単独で運営指導を実施する。
 - (2) 市と京都府が合同で運営指導を実施する。
 - (3) 緊急に運営指導を実施する必要があるなどの場合で、京都府の対応が困難なときは、市が単独で運営指導を実施する。なお、当該運営指導の結果、指定基準違反等の確認が必要と認められたときは、その旨を直ちに京都府へ報告するものとする。
- 3 第4条第2号アのうち、第1号事業と居宅サービスを同一の事業所において一体的に運営する事業者の運営指導については、当該居宅サービスについて指定権限を有する京都府と合同で行うよう努めるものとする。

(法に基づく権限行使)

第10条 第6条から前条までの規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

城陽市地域密着型サービス事業者等監査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9並びに第115条の33第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）に対して行う介護給付、予防給付又は第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求並びに指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の業務管理体制の整備に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (3) 指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (4) 指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (5) 第1号事業者（城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年城陽市告示第15号）第2条第4号に規定する「第1号事業者」をいう。以下同じ。）若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は第1号事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(監査方針)

第2条 地域密着型サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第6条第1号に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、当該地域密着型サービス事業者

等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査の体制）

第3条 監査は、福祉保健部高齢介護課の職員が、所属長の指示を受け、実施する。

（監査対象となる地域密着型サービス事業者等の選定基準）

第4条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・京都府・他市町村からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す地域密着型サービス事業者等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

法第23条等により指導を行った地域密着型サービス事業者等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

（監査方法等）

第5条 監査の方法は次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査の対象となる地域密着型サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第23条等により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 監査対象地域密着型サービス事業者等の出席者（役職名等で可）

オ 必要な書類等

カ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 情報提供等

監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び当該事業者を指定している全ての市町村に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

2 指定権限が京都府にある介護保険施設等に対する監査

(1) 実施通知

前項の(1)に準ずる。

(2) 情報提供等

指定又は許可の権限が京都府にある介護保険施設等について、市が単独で監査を行う場合、京都府に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

(3) 京都府への通知

監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって京都府に通知する。なお、京都府と市が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

3 高齢者虐待が疑われている場合で、地域密着型サービス事業者等に対して監査を実施するときは、必要に応じて京都府と合同で行うものとする。

(監査後の措置)

第6条 監査後の措置は次のとおりとする。

(1) 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章及び第6章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

ア 勧告

地域密着型サービス事業者等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

イ 命令

地域密着型サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示する。

なお、命令した場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10各号、第84条各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9のいずれかに該当する場合においては、当該地域密着型サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等を行うときは、次号に規定する聴聞等の手続きの開始前にその経緯や不正内容について、京都府を経由して厚生労働省へ報告するものとする。

エ その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記（ア）～（ウ）に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記（ア）～（ウ）に該当しない、改善を要すると認められた事項については、「城陽市地域密着型サービス事業者等指導要綱」の運営指導に準じた指導を行うものとする。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該地域密着型サービス事業者等が、命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第２項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(3) 経済上の措置

ア 地域密着型サービス事業者等（第１条第５号の事業者等を除く。）

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該地域密着型サービス事業者等（第１条第５号の事業者等を除く。）が法第２２条第３項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし徴収するほか、原則として、法第２２条第３項の規定により当該返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

イ 第１条第５号の事業者等

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該第１条第５号の事業者等が偽りその他不正の行為により第１号事業支給費の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし返還を求めるものとする。

(4) 行政上の措置の公示等

監査の結果、指定の取消等を行ったときは、法第７８条の１１、第８５条、第１１５条の２０及び第１１５条の３０の規定により速やかにその旨を公示するとともに、京都府及び連合会に対し連絡する。

（法に基づく権限行使）

第７条 前２条の規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

（委任）

第８条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成１８年１２月１日から施行する。

この要綱は、平成１９年８月１日から施行する。

この要綱は、平成２１年５月１日から施行する。

この要綱は、平成２５年７月１日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年2月15日

告示第15号

改正 平成29年8月8日告示第89号

平成30年10月1日告示第95号

令和元年9月30日告示第46号

令和3年3月31日告示第20号

令和3年5月18日告示第52号

令和4年9月26日告示第80号

令和6年3月29日告示第19号

令和7年6月2日告示第58号

令和8年5月28日告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、城陽市が行う法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (2) 第1号訪問事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (3) 第1号通所事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (4) 第1号事業者 第1号事業のうち第1号訪問事業（次条第1号ア（ウ）の訪問型サービスBを除く。）又は第1号通所事業（同号イ（ウ）の通所型サービスBを除く。）を行う者として、法第115条の45の5第1項の規定による指定を受けた者をいう。

(事業の内容)

第3条 市長は、城陽市の総合事業として、次に掲げる事業又はサービスを行うものとする。

る。

(1) サービス・活動事業（第1号事業をいう。）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業をいう。）

(ア) 訪問介護相当サービス（第1号事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 訪問型サービスA（第1号事業者により実施する旧介護予防訪問介護に係る基準よりも人員基準を緩和したサービスをいう。）

a 訪問型生活援助サービス（訪問介護員等の介護職員が提供する生活援助の訪問サービスをいう。）

b 訪問型生活サポートサービス（市の指定する研修を修了した介護職員等が提供する訪問サービスをいう。）

(ウ) 訪問型サービスB（補助の方法により実施する住民等が自主的かつ主体的に提供する居宅要支援被保険者等（次条第1項に規定する第1号事業の対象者をいう。以下同じ。）への生活援助等の支援をいう。以下同じ。）

イ 通所型サービス（第1号通所事業をいう。）

(ア) 通所介護相当サービス（第1号事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 通所型サービスA（第1号事業者により実施する旧介護予防通所介護に係る基準よりも人員基準等を緩和したサービスをいう。）

a 短時間運動型デイサービス（運動器の機能向上を目的に、機能訓練を行う短時間のデイサービスをいう。）

b 短期集中運動型デイサービス（運動器の機能向上と改善を目的に、機能訓練を行う短時間・短期間のデイサービスをいう。）

(ウ) 通所型サービスB（補助の方法により実施する居宅要支援被保険者等が定期的に利用することができる通いの場において住民が自主的かつ主体的に提供する支援をいう。以下同じ。）

ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）

(ア) 介護予防ケアマネジメントA（介護予防支援と同様の介護予防ケアマネジメントをいう。）

(イ) 介護予防ケアマネジメントC（原則として訪問型サービスB又は通所型サービスBの利用を開始する前に1回に限り行う介護予防ケアマネジメントをいう。）

(2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。次条第2

項において同じ。)

ア 介護予防普及啓発事業

イ 地域介護予防活動支援事業

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の対象者)

第4条 前条第1号に規定する第1号事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者とする。

(1) 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者

(2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める基本チェックリスト（以下「基本チェックリスト」という。）により、第1号事業のサービスを受けることによって、心身の状況を改善することができると思われる第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

(3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下この号において「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（前条第1号ア（イ）若しくは（ウ）又はイ（イ）若しくは（ウ）に規定するものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受けるもの（市が必要と認める者に限る。）

2 前条第2号に規定する一般介護予防事業の対象者は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者とする。

(事業対象者の有効期間)

第5条 事業対象者の有効期間は、基本チェックリスト実施日から2年間とする。ただし、基本チェックリスト実施日が月の初日でない場合にあっては、当該実施日の属する月の翌月の初日から起算するものとする。

(法令遵守)

第6条 第1号事業者は、法、法に基づく政令、省令及び告示、この要綱並びに他の法令を遵守するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第7条 省令第140条の63の2第1項第1号及び第3号の規定により城陽市が定める額（以下「第1号事業支給費」という。）は、次の各号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第1号訪問事業 別記1に掲げる額

(2) 第1号通所事業 別記2に掲げる額

(3) 介護予防ケアマネジメント 別記3に掲げる額

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第1項の規定に基づき省令が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の支給限度額を一体的に算定するものとする。

2 事業対象者の第1号事業支給費に係る支給限度額は、要支援1と認定された者に係る法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額を超えることができない。

3 法第59条の2第1項本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について前2項の規定を適用する場合においては、前2項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

4 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項及び第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第9条 市長は、災害その他特別な事情があることにより、第1号訪問事業又は第1号通所事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、別に定める城陽市介護保険利用者負担額の減額・免除取扱要領の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

3 高額介護予防サービス費等相当事業費に係る支給申請の手続については、城陽市介護保険条例施行規則（平成14年城陽市規則第25号。以下「城陽市規則」という。）第17条及び第17条の2の規定を準用する。

（償還給付の手続）

第11条 第1号事業支給費に関する償還給付の支給申請の手続については、城陽市規則第13条及び第14条の規定を準用する。

（指定の申請等）

第12条 法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業者の指定の申請は、別に定める指定申請書により行うものとする。

2 法第115条の45の5第1項の規定により第1号事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定の基準）

第13条 第1号事業者は、次の各号に掲げる事業に応じて、それぞれ当該各号に掲げる基準に従い事業を行うものとする。

(1) 第1号訪問事業 城陽市第1号訪問事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱（平成29年城陽市告示第16号。以下「訪問基準要綱」という。）に定める基準

(2) 第1号通所事業 城陽市第1号通所事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱（平成29年城陽市告示第17号。以下「通所基準要綱」という。）に定める基準

2 市長は、申請者が前項に規定する基準に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められる場合その他市長が別に定める事由に該当する場合は、第1号事業者の指定をしてはならない。

（指定の期間）

第14条 省令第140条の63の7に規定する市町村が定める期間は、第1号事業者の指定又は指定の更新を受けた日（以下「指定日」という。）から6年間とする。ただし、市長が必要と認めたときは、次の各号に掲げる第1号事業を行う事業所の区分に応じて、当該各号に定める期間とすることができる。

(1) 市内に所在する事業所

ア 第1号訪問事業と訪問介護を一体的に行う事業所 指定日から訪問介護に係る指定の有効期限までの期間

イ 第1号通所事業と通所介護を一体的に行う事業所 指定日から通所介護に係る指定の有効期限までの期間

ウ 第1号通所事業と地域密着型通所介護を一体的に行う事業所 指定日から地域密着型通所介護に係る指定の有効期限までの期間

(2) 市外に所在する事業所 当該事業所が所在する市町村が定めた期間

(指定の拒否)

第15条 市長は、第1号事業を行おうとする者から指定申請があった場合で、事業所が第13条に規定する基準を満たしたときであっても、市の地域の実情に応じた総合事業実施等の観点から、第1号事業者の指定又は指定の更新をすることが適切でないと認められるときは、これを行わないことができる。

(指定の更新申請等)

第16条 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による第1号事業者の指定の更新申請は、別に定める指定更新申請書により行うものとする。

2 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定により第1号事業者の指定の更新を受けた者は、その旨を当該更新に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(標準処理期間)

第17条 第12条第1項に規定する指定申請書又は前条第1項に規定する指定更新申請書が提出されてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、記載漏れ、添付書類の不備その他の事由による補正に要する期間を除き、2月とする。

(変更等の届出)

第18条 第1号事業者は、指定を受けた事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に別に定める変更届出書により届け出なければならない。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により第1号事業者の指定を受けたものとみなされた者については、この限りでない。

2 第1号事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、市長にあらかじめ変更に係る資料を提出して協議をするものとする。

(1) 利用定員等の変更

(2) 事業所の所在地の変更

(3) 事業所の建物の構造、専用区画等の変更

(4) 営業日及びサービス提供時間等の変更

(5) 利用料（法定代理受領サービスに該当するものを除く。）の変更

3 第1号事業者は、第1号訪問介護又は第1号通所介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に別に定める廃止・休止届出書により届け出なければならない。

- 4 第1号事業者は、休止した第1号訪問介護又は第1号通所介護を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に別に定める再開届出書により届け出なければならない。

(事業所の廃止等)

第19条 第1号事業者は、当該指定に係る事業所を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所の利用者が継続してサービスを受けることができるための措置を講じなければならない。

- 2 第1号事業者は、当該指定に係る事業所を休止しようとする場合、その休止期間は、1年以内とする。

- 3 市長は、前項に規定する休止期間を経過した後も再開の届出がない場合、第1号事業者に対し、廃止の手続を行うよう指導するものとする。

(事業所情報の提供)

第20条 市長は、第1号事業者の指定若しくは指定の更新又は第18条の規定による届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、京都府知事、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 第1号事業者の名称及び所在地等
- (3) 事業所の名称及び所在地等
- (4) サービスの種類
- (5) 事業の開始、再開、廃止又は休止の年月日
- (6) 指定又は指定の更新の年月日
- (7) 運営規程
- (8) 利用定員
- (9) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行の日以後における第1号事業者の指定その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(新型コロナウイルス感染症に対応するための単位数の算定)

- 3 令和3年（2021年）4月1日から同年9月30日までの間に提供した訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの費用の額の算定に用いる単位数については、別記1の1アからウまで、2アからウまで及び3アからウまで、別記2の1ア、2ア及びイ並びに3ア及びイ並びに別記3の1ア及び2の規定にかかわらず、これらの規定に規定する単位数に1,000分の1,001を乗じて得た単位数とする。

附 則（平成29年（2017年）8月8日告示第89号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、平成29年（2017年）4月1日から適用する。

附 則（平成30年（2018年）10月1日告示第95号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年（2018年）9月以前に提供したサービスに係る月分の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号及び第3号の規定により城陽市が定める額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和元年（2019年）9月30日告示第46号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年（2019年）10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年（2019年）9月以前に提供したサービスに係る月分の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号及び第3号の規定により城陽市が定める額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和3年（2021年）3月31日告示第20号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年（2021年）3月以前に提供したサービスに係る月分の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号及び第3号の規定により城陽市が定める額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和3年（2021年）5月18日告示第52号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の別記2の規定は、令和3年（2021年）4月以後に提供したサービスに係る月分の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号及び第3号の規定により城陽市が定める額の算定について適

用する。

附 則（令和 4 年（2022年） 9 月26日告示第80号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年（2022年）10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 4 年（2022年）9 月以前に提供したサービスに係る月分の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により城陽市が定める額の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年（2024年） 3 月29日告示第19号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年（2024年）4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定並びに附則第 3 項及び附則第 5 項の規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 6 年（2024年）3 月以前に提供したサービスに係る月分の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により城陽市が定める額の算定については、なお従前の例による。
- 3 令和 6 年（2024年）5 月以前に提供したサービスに係る月分の介護保険法施行規則第140条の63の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により城陽市が定める額の算定については、なお従前の例による。

（業務継続計画未策定減算に係る経過措置）

- 4 この要綱の施行の日から令和 7 年（2025年）3 月31日までの間は、第 1 条の規定による改正後の城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別記 1 の訪問介護相当サービスのアからウまでの注 2、訪問型生活援助サービスのアからウまでの注 2 及び訪問型生活サポートサービスのアからウまでの注 2、別記 2 の通所介護相当サービスのアの注 4、短時間運動型デイサービスのア及びイの注 4 並びに短期集中運動型デイサービスのア及びイの注 4 並びに別記 3 の介護予防ケアマネジメントAのアの注 3 及び介護予防ケアマネジメントCの注 3 の規定は、適用しない。ただし、通所介護相当サービス費、短時間運動型デイサービス費又は短期集中運動型デイサービス費を算定している事業所が感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

（介護職員等処遇改善加算に係る経過措置）

- 5 令和 6 年（2024年）5 月31日において現に介護職員処遇改善加算（第 2 条の規定による改正前の城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下この項において「第

2条改正前要綱」という。)別記1の訪問介護相当サービスのキ、訪問型生活援助サービスのキ若しくは訪問型生活サポートサービスのキ又は別記2の通所介護相当サービスのケ、短時間運動型デイサービスのコ若しくは短期集中運動型デイサービスのオの介護職員処遇改善加算をいう。)を算定しており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算(第2条改正前要綱別記1の訪問介護相当サービスのケ、訪問型生活援助サービスのケ若しくは訪問型生活サポートサービスのケ又は別記2の通所介護相当サービスのサ、短時間運動型デイサービスのシ若しくは短期集中運動型デイサービスのキの介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。)を算定していない事業所が令和8年(2026年)3月31日までの間において、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定する場合には、当該事業所が仮に介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の3分の2以上を介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当に充てる賃金(退職手当を除く。)の改善に充てなければならない。

別記1(第7条関係)

第1号訪問事業に要する費用の額の算定に関する基準

第1号訪問事業の費用の額は、各サービスごとに、それぞれ以下に掲げる単位数に1単位につき10.42円を乗じて得た額を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、平成30年度(2018年度)介護報酬改定前の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「介護予防単位数表」という。)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知。以下「通知」という。)に準ずるものとする。

1 訪問介護相当サービス

ア 訪問介護相当サービス費Ⅰ 1,176単位/月

(事業対象者・要支援1・要支援2の利用者に対し、1月につき週1回程度の訪問)

イ 訪問介護相当サービス費Ⅱ 2,349単位/月

(事業対象者・要支援1・要支援2の利用者に対し、1月につき週2回程度の訪問)

ウ 訪問介護相当サービス費Ⅲ 3,727単位/月

(要支援2の利用者に対し、1月につき週2回を超える程度の訪問)

注1 アからウまでについて、訪問基準要綱第37条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 アからウまでについて、訪問基準要綱第29条の2第1項に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 アからウまでについて、第1号訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは第1号訪問事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合には、当該同一敷地内建物等に居住する利用者を除く。）又は第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対し、第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定し、第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合において当該同一敷地内建物等に居住する利用者に対して第1号訪問事業を行ったときは、所定単位数の85/100に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由がなく、算定日が属する月の前6月間に提供した第1号訪問事業の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90/100以上である第1号訪問事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合には、当該同一敷地内建物等に居住する利用者を除く。）に対して第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の88/100に相当する単位数を算定する。

エ 初回加算 200単位（1月につき）

注 アからウまでについて、利用者に第1号訪問事業を行った場合に1月につき加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

注 算定要件等については、令和6年度（2024年度）介護報酬改定後の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号。以下「介護単位数表」という。）に規定する訪問介護費における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

カ 口腔^{くわう}連携強化加算 50単位（1回につき）

注1 1月に1回を限度とする。

注2 算定要件等については、令和6年度（2024年度）介護報酬改定後の介護単位数

表に規定する訪問介護費における口腔連携強化加算の取扱いに準ずる。

キ 介護職員等処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ 所定単位×270/1,000
- (2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ 所定単位×287/1,000
- (3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ 所定単位×249/1,000
- (4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ 所定単位×266/1,000
- (5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位×207/1,000
- (6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位×170/1,000

注1 所定単位は、アからカまでにより算定した単位数の合計とする。

注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

備考 この項は、生活援助のみを行う場合には適用しない。

2 訪問型生活援助サービス

ア 訪問型生活援助サービス費Ⅰ 977単位/月

(事業対象者・要支援1・要支援2の利用者に対し、1月につき週1回程度の訪問)

イ 訪問型生活援助サービス費Ⅱ 1,953単位/月

(事業対象者・要支援1・要支援2の利用者に対し、1月につき週2回程度の訪問)

ウ 訪問型生活援助サービス費Ⅲ 2,930単位/月

(要支援2の利用者に対し、1月につき週2回を超える程度の訪問)

注1 アからウまでについて、訪問基準要綱第46条において準用する訪問基準要綱第37条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 アからウまでについて、訪問基準要綱第46条において準用する訪問基準要綱第29条の2第1項に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 アからウまでについて、同一敷地内建物等に居住する利用者(第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合には、当該同一敷地内建物等に居住する利用者を除く。)又は第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定し、第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合において当該同一敷地内建物等に居住する利用者に対して第1号訪問事業を行ったときは、所定単位数の85/100に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由がなく、算定日が属する月の前6月間に提

供した第1号訪問事業の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90/100以上である第1号訪問事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合には、当該同一敷地内建物等に居住する利用者を除く。）に対して第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の88/100に相当する単位数を算定する。

エ 初回加算 200単位（1月につき）

注 アからウまでについて、利用者に第1号訪問事業を行った場合に1月につき加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

注 算定要件等については、令和6年度（2024年度）介護報酬改定後の介護単位数表に規定する訪問介護費における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

カ 口腔連携強化加算 50単位（1回につき）

注1 1月に1回を限度とする。

注2 算定要件等については、令和6年度（2024年度）介護報酬改定後の介護単位数表に規定する訪問介護費における口腔連携強化加算の取扱いに準ずる。

キ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位×270/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位×287/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位×249/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位×266/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×207/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位×170/1,000

注1 所定単位は、アからカまでにより算定した単位数の合計とする。

注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

備考 この項は、訪問型生活援助サービスを行う事業所の訪問介護員等が身体介護を含まないサービスを提供する場合に適用する。

3 訪問型生活サポートサービス

ア 訪問型生活サポートサービス費Ⅰ 879単位/月

（事業対象者・要支援1・要支援2の利用者に対し、1月につき週1回程度の訪問）

イ 訪問型生活サポートサービス費Ⅱ 1,758単位/月

(事業対象者・要支援1・要支援2の利用者に対し、1月につき週2回程度の訪問)
ウ 訪問型生活サポートサービス費Ⅲ 2,637単位/月

(要支援2の利用者に対し、1月につき週2回を超える程度の訪問)

注1 アからウまでについて、訪問基準要綱第49条において準用する訪問基準要綱第37条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注2 アからウまでについて、訪問基準要綱第49条において準用する訪問基準要綱第29条の2第1項に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 アからウまでについて、同一敷地内建物等に居住する利用者(第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合には、当該同一敷地内建物等に居住する利用者を除く。)又は第1号訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定し、第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合において当該同一敷地内建物等に居住する利用者に対して第1号訪問事業を行ったときは、所定単位数の85/100に相当する単位数を算定する。ただし、正当な理由がなく、算定日が属する月の前6月間に提供した第1号訪問事業の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90/100以上である第1号訪問事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(第1号訪問事業所における1月当たり50人以上の利用者が同一敷地内建物等に居住する場合には、当該同一敷地内建物等に居住する利用者を除く。)に対して第1号訪問事業を行った場合は、所定単位数の88/100に相当する単位数を算定する。

エ 初回加算 200単位(1月につき)

注 アからウまでについて、利用者に第1号訪問事業を行った場合に1月につき加算する。

オ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)

注 算定要件等については、令和6年度(2024年度)介護報酬改定後の介護単位数表に規定する訪問介護費における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

カ 口腔連携強化加算 50単位(1回につき)

注1 1月に1回を限度とする。

注2 算定要件等については、令和6年度（2024年度）介護報酬改定後の介護単位数表に規定する訪問介護費における口腔連携強化加算の取扱いに準ずる。

キ 介護職員等処遇改善加算

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位×270／1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位×287／1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位×249／1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位×266／1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×207／1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位×170／1,000

注1 所定単位は、アからカまでにより算定した単位数の合計とする。

注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

備考 この項は、訪問型生活サポートサービスの事業を行う事業所の市の指定する研修修了者等が身体介護を含まないサービスを提供する場合に適用する。

別記2（第7条関係）

第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準

第1号通所事業の費用の額は、各サービスごとに、それぞれ以下に掲げる単位数に1単位につき10.27円を乗じて得た額を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、平成30年度（2018年度）介護報酬改定前の介護予防単位数表及び通知に準ずるものとする。

1 通所介護相当サービス

ア 通所介護相当サービス費

(1) 事業対象者・要支援1 1,798単位／月

(2) 要支援2 3,621単位／月

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の70／100に相当する単位数を算定する。

注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の70／100に相当する単位数を算定する。

注3 通所基準要綱第36条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 通所基準要綱第28条の2第1項に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減

算する。

注 5 若年性認知症利用者に対して第 1 号通所事業を行った場合は、1 月につき 240 単位を所定単位数に加算する。

注 6 同一建物に居住する利用者（平成 30 年度（2018 年度）介護報酬改定前の介護予防単位数表の別表の 6 の注 6 のただし書に該当する利用者を除く。）に対し、第 1 号通所事業を行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。

① 事業対象者・要支援 1 376 単位／月

② 要支援 2 752 単位／月

注 7 利用者に対して、その居宅と第 1 号通所事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位（(1)を算定している場合は 1 月につき 376 単位を、(2)を算定している場合は 1 月につき 752 単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注 6 を算定している場合は、この限りでない。

注 8 管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1 月につき 50 単位を栄養アセスメント加算として所定単位数に加算する。

注 9 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効なサービスの提供のために必要な情報を活用した場合は、1 月につき 40 単位を科学的介護推進体制加算として所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1 月につき）

注 1 利用者に第 1 号通所事業を行った場合に 1 月につき加算する。

注 2 機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を対象に含むものとする。

ウ 栄養改善加算 200 単位（1 月につき）

注 1 利用者に第 1 号通所事業を行った場合に 1 月につき加算する。

注 2 算定要件等については、令和 6 年度（2024 年度）介護報酬改定後の介護単位数表に規定する通所介護費における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

エ 口腔機能向上加算（1 月につき）

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位

注 利用者に第 1 号通所事業を行った場合に 1 月につき加算する。

オ 一体的サービス提供加算 480 単位（1 月につき）

注 利用者に第1号通所事業を行った場合に1月につき加算する。

カ サービス提供体制強化加算（1月につき）

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

事業対象者・要支援1 88単位

要支援2 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

事業対象者・要支援1 72単位

要支援2 144単位

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

事業対象者・要支援1 24単位

要支援2 48単位

注1 利用者に第1号通所事業を行った場合に1月につき加算する。

注2 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

キ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位（1月につき）

(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位（1月につき）

注1 利用者に第1号通所事業を行った場合に1月につき加算する。

注2 算定要件等については、令和6年度（2024年度）介護報酬改定後の介護単位数表に規定する通所介護費における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

ク 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位（1回につき）

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位（1回につき）

注1 6月に1回を限度とする。

注2 算定要件等については、令和6年度（2024年度）介護報酬改定後の介護単位数表に規定する通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

ケ 介護職員等処遇改善加算

(7) 利用定員が19人以上の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位×111／1，000

(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位×120／1，000

(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位×109／1，000

(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位×118／1，000

(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×99／1，000

(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位×83／1，000

(イ) 利用定員が19人未満の場合

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位×117／1,000
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位×127／1,000
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位×115／1,000
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位×125／1,000
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×105／1,000
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位×89／1,000

注1 所定単位は、アからクまでにより算定した単位数の合計とする。

注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

備考 この項は、1回当たりのサービス提供時間が4時間以上の場合に適用する。

2 短時間運動型デイサービス

ア 短時間運動型デイサービス費Ⅰ 1,632単位／月

（事業対象者・要支援1・要支援2の利用者に対し、1月につき週1回程度の通所）

イ 短時間運動型デイサービス費Ⅱ 3,264単位／月

（要支援2の利用者に対し、1月につき週2回程度の通所）

注1 ア及びイについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の70／100に相当する単位数を算定する。

注2 ア及びイについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の70／100に相当する単位数を算定する。

注3 ア及びイについて、通所基準要綱第46条において準用する通所基準要綱第36条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 ア及びイについて、通所基準要綱第46条において準用する通所基準要綱第28条の2第1項に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 若年性認知症利用者に対して第1号通所事業を行った場合は、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注6 ア及びイについて、同一建物に居住する利用者（平成30年度（2018年度）介護報酬改定前の介護予防単位数表の別表の6の注6のただし書に該当する利用者を除く。）に対し、第1号通所事業を行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。

- ① 1月につき週1回程度の通所 事業対象者・要支援1・要支援2 376単位／月
- ② 1月につき週2回程度の通所 要支援2 752単位／月

注 7 利用者に対して、その居宅と第 1 号通所事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（アを算定している場合は 1 月につき376単位を、イを算定している場合は 1 月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注 6 を算定している場合は、この限りでない。

注 8 ア及びイについて、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、1 月につき50単位を栄養アセスメント加算として所定単位数に加算する。

注 9 ア及びイについて、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効なサービスの提供のために必要な情報を活用した場合は、1 月につき40単位を科学的介護推進体制加算として所定単位に加算する。

ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1 月につき）

注 1 利用者に第 1 号通所事業を行った場合に 1 月につき加算する。

注 2 機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を対象に含むものとする。

エ 栄養改善加算 200単位（1 月につき）

注 1 利用者に第 1 号通所事業を行った場合に 1 月につき加算する。

注 2 算定要件等については、令和 6 年度（2024年度）介護報酬改定後の介護単位数表に規定する通所介護費における栄養改善加算の取扱いに準ずる。

オ 口腔機能向上加算（1 月につき）

(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

注 利用者に第 1 号通所事業を行った場合に 1 月につき加算する。

カ 一体的サービス提供加算 480単位（1 月につき）

注 利用者に第 1 号通所事業を行った場合に 1 月につき加算する。

キ サービス提供体制強化加算（1 月につき）

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

1 月につき週 1 回程度の通所 88単位

1 月につき週 2 回程度の通所 176単位

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

1 月につき週 1 回程度の通所 72単位

1月につき週2回程度の通所 144単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

1月につき週1回程度の通所 24単位

1月につき週2回程度の通所 48単位

注1 利用者に第1号通所事業を行った場合に1月につき加算する。

注2 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ク 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位(1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位(1月につき)

注1 利用者に第1号通所事業を行った場合に1月につき加算する。

注2 算定要件等については、令和6年度(2024年度)介護報酬改定後の介護単位数表に規定する通所介護費における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

ケ 口腔・栄養スクリーニング加算

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位(1回につき)

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位(1回につき)

注1 6月に1回を限度とする。

注2 算定要件等については、令和6年度(2024年度)介護報酬改定後の介護単位数表に規定する通所介護費における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。

コ 介護職員等処遇改善加算

(7) 利用定員が19人以上の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位×111/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位×120/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位×109/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位×118/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位×99/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位×83/1,000

(イ) 利用定員が19人未満の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位×117/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位×127/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位×115/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位×125/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位×105/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位×89/1,000

注1 所定単位は、アからケまでにより算定した単位数の合計とする。

注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

備考 この項は、1回当たりのサービス提供時間が2時間以上4時間未満で、当該サービスの実施について、市長の指定を受けた第1号通所事業所に適用する。

3 短期集中運動型デイサービス

ア 短期集中運動型デイサービス費Ⅰ 3,264単位／月

(事業対象者・要支援1の利用者に対し、週2回程度の通所)

イ 短期集中運動型デイサービス費Ⅱ 4,896単位／月

(要支援2の利用者に対し、週3回程度の通所)

注1 ア及びイについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の70／100に相当する単位数を算定する。

注2 ア及びイについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の70／100に相当する単位数を算定する。

注3 ア及びイについて、通所基準要綱第49条において準用する通所基準要綱第36条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 ア及びイについて、通所基準要綱第49条において準用する通所基準要綱第28条の2第1項に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 利用者に対して、その居宅と第1号通所事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(アを算定している場合は1月につき752単位を、イを算定している場合は1月につき1,128単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。

注6 ア及びイについて、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効なサービスの提供のために必要な情報を活用した場合は、1月につき40単位を科学的介護推進体制加算として所定単位に加算する。

ウ サービス提供体制強化加算(1月につき)

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

1月につき週2回程度の通所 176単位

1月につき週3回程度の通所 264単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

1月につき週2回程度の通所 144単位

1月につき週3回程度の通所 176単位

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

1月につき週2回程度の通所 48単位

1月につき週3回程度の通所 72単位

注1 利用者に第1号通所事業を行った場合に1月につき加算する。

注2 サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

エ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位 (1月につき)

(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位 (1月につき)

注1 利用者に第1号通所事業を行った場合に1月につき加算する。

注2 算定要件等については、令和6年度(2024年度)介護報酬改定後の介護単位数表に規定する通所介護費における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。

オ 介護職員等処遇改善加算

(7) 利用定員が19人以上の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ 所定単位×111/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ 所定単位×120/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ 所定単位×109/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ 所定単位×118/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位×99/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位×83/1,000

(イ) 利用定員が19人未満の場合

(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イ 所定単位×117/1,000

(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) ロ 所定単位×127/1,000

(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イ 所定単位×115/1,000

(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) ロ 所定単位×125/1,000

(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) 所定単位×105/1,000

(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) 所定単位×89/1,000

注1 所定単位は、アからエまでにより算定した単位数の合計とする。

注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

備考 この項は、1回当たりのサービス提供時間が1時間30分以上2時間未満で、別に定める利用対象者及びサービス提供期間等の基準に適合するものとして、当該サービスの実施について、市長の指定を受けた第1号通所事業所に適用する。

別記3 (第7条関係)

介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準

介護予防ケアマネジメントの費用の額は、以下に掲げる単位数に1単位につき10.42円を乗じて得た額を算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、以下に掲げるほかは、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号。以下「介護予防支援単位数表」という。）及び通知に準ずるものとする。

1 介護予防ケアマネジメントA

ア 介護予防ケアマネジメントA費 442単位／月

注1 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントAを行った場合に、所定単位数を算定する。

注2 城陽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年城陽市条例12号。以下「居宅介護支援等基準条例」という。）第30条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注3 居宅介護支援等基準条例第22条の2第1項に規定する基準を満たない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1／100に相当する単位数を所定単位数から減算する。

イ 初回加算 300単位（1月につき）

注 地域包括支援センターにおいて新規に介護予防サービス・支援計画を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントAを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 委託連携加算 300単位

注 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントAを指定居宅介護支援事業所（居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

エ 介護職員等処遇改善加算 所定単位×21／1，000

注1 所定単位は、アからウまでにより算定した単位数の合計とする。

注2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

2 介護予防ケアマネジメントC

ア 介護予防ケアマネジメントC費 442単位／月

注1 介護予防ケアマネジメントC費は、利用者に対して介護予防ケアマネジメントCを行った場合に、所定単位数を算定する。

注 2 居宅介護支援等基準条例第30条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の $1/100$ に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 居宅介護支援等基準条例第22条の2第1項に規定する基準を満たない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の $1/100$ に相当する単位数を所定単位数から減算する。

イ 介護職員等処遇改善加算 所定単位 $\times 21/1,000$

注 1 所定単位は、アにより算定した単位数の合計とする。

注 2 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

城陽市第1号訪問事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱

平成29年2月15日

告示第16号

改正 平成30年10月15日告示第100号

令和3年3月31日告示第21号

令和6年3月29日告示第20号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第40条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第41条—第43条）

第3章 訪問型サービスA

第1節 訪問型生活援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第44条—第46条）

第2節 訪問型生活サポートサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第47条—第49条）

第4章 雑則（第50条—第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年城陽市告示第15号。以下「実施要綱」という。）第13条第1項第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する事業のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス（以下「訪問介護相当サービス」という。）に係る人員、設備及び運営等に関する基準を定めるとともに、訪問介護相当サービスの人員に関する基準の一部を緩和して実施する事業（以下「訪問型サービスA」という。）の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施要綱で使用する例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号訪問事業 訪問介護相当サービス又は訪問型サービスAをいう。
- (2) 第1号訪問事業者 第1号訪問事業を行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第3項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により算定された費用の額（当該額が第1号訪問事業に要した費用の額を超える場合にあっては、第1号訪問事業に要した費用の額）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり第1号訪問事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (7) 地域包括支援センター等 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行う地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託に基づいて介護予防ケアマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）をいう。

(第1号訪問事業の一般原則)

第3条 第1号訪問事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の第1号訪問事業者又は介護サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 第1号訪問事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備

を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 第1号訪問事業者は、第1号訪問事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 第1号訪問事業者の指定の申請をすることができる者は、法人（城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号イ及びエに掲げる者を除く。）とする。

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第6条 訪問介護相当サービスの事業を行う第1号訪問事業者（以下「訪問介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。なお、省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者については、身体介護を含むサービスに従事してはならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における訪問介護相当サービス又は指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければな

らない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第7号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス条例第49条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 訪問介護相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第8条 訪問介護相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第52条の2第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することに

より文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち訪問介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無又は基本チェックリストによる事業対象者であること（以下「要支援認定等」という。）及びそれらの有効期間を確かめるものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（地域包括支援センター等の担当職員が介護予防サービス・支援計画（介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けたサービス事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

ばならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第17条 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画等の変更の援助)

第18条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、当該訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該訪問介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護相当サービスを行う場合は、

それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 訪問介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第22条 訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第23条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第24条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第25条 訪問介護員等は、現に訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第26条 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(2)の2 地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する

- 者に対し、訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (3) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。
 - (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第27条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第28条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第29条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な訪問介護相当サービスを提供できるよう、訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 訪問介護相当サービス事業者は、適切な訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 訪問介護相当サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第31条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利

用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第32条 訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第33条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

第33条の2 訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等若しくはその従業者又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止）

第34条 訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第35条 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 訪問介護相当サービス事業者は、提供した訪問介護相当サービスに関し、法第115条の

45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 訪問介護相当サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第36条 訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第37条 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第37条の2 訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条 訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防訪問介護計画

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第42条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第37条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(暴力団員の排除)

第40条 訪問介護相当サービス事業所において、管理者その他の従業者（施設長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものをいう。）は、城陽市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 訪問介護相当サービス事業所は、その運営について、城陽市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第41条 訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができそうな方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第42条 訪問介護員等の行う訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護

技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (11) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (13) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

（訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第43条 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援におけるアセスメント（城陽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年城陽市条例第9号）第33条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 訪問型サービスA

第1節 訪問型生活援助サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第44条 訪問型生活援助サービス（実施要綱別記1の2に規定する訪問型生活援助サービ

スをいう。以下この章において同じ。)の事業を行う第1号訪問事業者(以下「訪問型生活援助サービス事業者」という。)が訪問型生活援助サービスの事業を行う事業所(以下「訪問型生活援助サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、1.5以上とする。ただし、訪問型生活援助サービスの事業と、訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における人員基準を満たす訪問介護員等が配置されていることをもって、これを置かないことができる。

- 2 訪問型生活援助サービス事業者は、訪問型生活援助サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち1以上で、かつ、訪問型生活援助サービスの提供に必要な数を訪問事業責任者としなければならない。ただし、訪問型生活援助サービスの事業と、訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業におけるサービス提供責任者が訪問事業責任者の職務に従事し、かつ、いずれかの事業の人員基準における利用者の数に訪問型生活援助サービスの利用者の数を加えても当該人員基準を満たしているときは、これを置かないことができる。

(訪問型生活援助サービス事業所の管理者)

第45条 訪問型生活援助サービス事業者は、訪問型生活援助サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型生活援助サービス事業所の管理上支障がない場合は、訪問型生活援助サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 訪問型生活援助サービス事業者は、訪問型生活援助サービスの事業と、訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における人員基準を満たす管理者が配置されていることをもって、これを置かないことができる。

(準用)

第46条 第8条から第43条までの規定は、訪問型生活援助サービスの事業において準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「訪問型生活援助サービス事業者」と、「訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「訪問型生活援助サービス事業所」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と読み替えて適用する。

第2節 訪問型生活サポートサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(訪問型生活サポートサービスの研修修了者等の員数)

第47条 訪問型生活サポートサービス(実施要綱別記1の3に規定する訪問型生活サポー

トサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う第1号訪問事業者(以下「訪問型生活サポートサービス事業者」という。)が訪問型生活サポートサービスを行う事業所(以下「訪問型生活サポートサービス事業所」という。)に配置すべき研修修了者(市長が指定する研修を修了した者をいう。以下同じ。)の員数は、1以上で、かつ、当該訪問型生活サポートサービスの提供に必要な数とする。

2 研修修了者の数が前項の要件を満たしている場合においては、訪問介護員等が研修修了者に代わり当該訪問型生活サポートサービスに従事することができるものとする。

3 訪問型生活サポートサービス事業者は、訪問型生活サポートサービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち1以上で、かつ、当該サービスの提供に必要な数を訪問事業責任者としなければならない。ただし、訪問型生活サポートサービスの事業と、訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業におけるサービス提供責任者が訪問事業責任者の職務に従事し、かつ、いずれかの事業の人員基準における利用者の数に訪問型生活サポートサービスの利用者の数を加えても当該人員基準を満たしているときは、これを置かないことができる。

(訪問型生活サポートサービス事業所の管理者)

第48条 訪問型生活サポートサービス事業者は、訪問型生活サポートサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、訪問型生活サポートサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該訪問型生活サポートサービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 訪問型生活サポートサービス事業者は、訪問型生活サポートの事業と、訪問型生活援助サービスの事業、訪問介護相当サービスの事業又は指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における人員基準を満たす管理者が配置されていることをもって、これを置かないことができる。

(準用)

第49条 第5条及び第8条から第43条までの規定は、訪問型生活サポートサービスの事業において準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護相当サービス事業者」とあるのは「訪問型生活サポートサービス事業者」と、「訪問介護相当サービス事業所」とあるのは「訪問型生活サポートサービス事業所」と、「訪問介護員等」とあるのは「研修修了者」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と読み替え適用する。

第4章 雑則

(従事者に関する留意事項)

第50条 第1号訪問事業所において、第1号訪問事業に従事する者は、適正な第1号訪問事業の提供を行うに足りる知識経験を有する者とし、次に掲げる基準を満たしていること。

- (1) 管理者並びにサービス提供責任者又は訪問事業責任者は、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービス（以下この条において「介護関係サービス」という。）を提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合にあってはおおむね2年以上、非常勤の場合にあっては勤務日数がおおむね400日以上 の職歴を有する者であること。
- (2) 事務職を除く従事者の3割以上の者が、介護関係サービスを提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合にあってはおおむね2年以上、非常勤の場合にあっては勤務日数がおおむね400日以上 の職歴を有する者であること。ただし、訪問型生活サポートサービス事業所にあっては、当該訪問型生活サポートサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- (3) 同一の者が3種類を超える職務を兼務しないこと。
- (4) 従事者に係る指揮命令及び労働条件を雇用契約、就業規則等で明確にしていること。

(運営に関する留意事項)

第51条 第1号訪問事業の運営に当たっては、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に留意するものとする。

(市の区域外の第1号訪問事業所に係る基準の特例)

第52条 市の区域外に所在する第1号訪問事業所について、第1号訪問事業者の指定の申請等があった場合における人員、設備及び運営に関する基準は、この要綱の規定にかかわらず、当該事業所が所在する市町村の定める基準によるものとする。

(電磁的記録等)

第52条の2 第1号訪問事業者及び第1号訪問事業の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（第46条及び第49条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 第1号訪問事業者及び第1号訪問事業の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第53条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則（平成30年（2018年）10月15日告示第100号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年（2021年）3月31日告示第21号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年（2024年）3月31日までの間、この要綱による改正後の城陽市第1号訪問事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の要綱第27条（改正後の要綱第46条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の要綱第27条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年（2024年）3月31日までの間、改正後の要綱第29条の2（改正後の要綱第46条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の要綱第29条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年（2024年）3月31日までの間、改正後の要綱第30条第3項（改正後の要綱第46条及び第49条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則（令和 6 年（2024年） 3 月29日告示第20号抄）

この要綱は、令和 6 年（2024年） 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 9 条第 2 項第 2 号及び第52条の 2 第 1 項の改正規定 告示の日

城陽市第1号通所事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱

平成29年2月15日

告示第17号

改正 平成30年10月15日告示第100号

令和3年3月31日告示第22号

令和6年3月29日告示第21号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第43条）

第3章 通所型サービスA

第1節 短時間運動型デイサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第44条—第46条）

第2節 短期集中運動型デイサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（第47条—第49条）

第4章 雑則（第50条—第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、城陽市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年城陽市告示第15号。以下「実施要綱」という。）第13条第1項第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに規定する事業のうち省令第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス（以下「通所介護相当サービス」という。）に係る人員、設備及び運営等に関する基準を定めるとともに、通所介護相当サービスの人員に関する基準の一部を緩和して実施する事業（以下「通所型サービスA」という。）の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び実施要綱で使用する例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号通所事業 通所介護相当サービス又は通所型サービスAをいう。
- (2) 第1号通所事業者 第1号通所事業を行う者として、法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けた者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第3項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1項第1号イの規定により算定された費用の額（当該額が第1号通所事業に要した費用の額を超える場合にあっては、第1号通所事業に要した費用の額）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり第1号通所事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (6) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (7) 地域包括支援センター等 法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）を行う地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの委託に基づいて介護予防ケアマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）をいう。

(第1号通所事業の一般原則)

第3条 第1号通所事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第1号通所事業者は、第1号通所事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の第1号通所事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 第1号通所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備

を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 第1号通所事業者は、第1号通所事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 第1号通所事業者の指定の申請をすることができる者は、法人（城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）第2条第3号イ及びエに掲げる者を除く。）とする。

第2章 通所介護相当サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(通所介護相当サービス従業者の員数)

第6条 通所介護相当サービスの事業を行う第1号通所事業者（以下「通所介護相当サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 通所介護相当サービスの提供日ごとに、通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人

員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（城陽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年城陽市条例第7号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における通所介護相当サービス、指定通所介護又は地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該通所介護相当サービス事業所において同時に通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとに、当該通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の通所介護相当サービスの単位は、通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する

ための訓練を行う能力を有する者とし、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（第8条第5項において「通所介護事業者等」という。）の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と、指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業（以下「通所介護等の事業」という。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合で、通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときにあっては指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項までに規定する基準を、指定地域密着型通所介護であるときにあっては指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第7条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第8条 通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

（1）食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

（2）相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 通所介護相当サービス事業者が通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、通所介護相当サービスの事業と通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合で、通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護であるときにあっては指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を、指定地域密着型通所介護であるときにあっては指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該通所介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、通所介護相当サービス事業者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条の2第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)

をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、通所介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 通所介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち通所介護相当サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た通所介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 通所介護相当サービス事業者は、正当な理由なく通所介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 通所介護相当サービス事業者は、当該通所介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供を求められた場合

は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無又は基本チェックリストによる事業対象者であること（以下「要支援認定等」という。）及びそれらの有効期間を確かめるものとする。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

（要支援認定等の申請に係る援助）

第13条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（地域包括支援センター等の担当職員が介護予防サービス・支援計画（介護予防ケアマネジメントによる支援により居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成のために介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けたサービス事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第15条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条 第1号通所事業者は、通所介護相当サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第17条 通所介護相当サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画等の変更の援助)

第18条 通所介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを提供した際には、当該通所介護相当サービスの提供日及び内容、当該通所介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の

額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 通所介護相当サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第22条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに通所介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 通所介護相当サービス事業者は、現に通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第24条 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス従業者の管理及び通所介護相当サービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 通所介護相当サービス事業所の管理者は、通所介護相当サービス従業者にこの節及び

次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第25条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第26条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な通所介護相当サービスを提供できるよう、通所介護相当サービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、当該通所介護相当サービス事業所の従業者によって通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第27条 通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第28条 通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 通所介護相当サービス事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業員に周知徹底を図ること。

(2) 当該通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

(揭示)

第30条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第31条 通所介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第33条 通所介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 通所介護相当サービス事業者は、提供した通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、提供した通所介護相当サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市

町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 通所介護相当サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第35条 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業者は、第8条第4項の通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第36条の2 通所介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、

虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第37条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、通所介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所介護計画

(2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第41条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第22条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第34条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第36条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員の排除)

第39条 通所介護相当サービス事業所において、管理者その他の従業者（施設長その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものをいう。）は、城陽市暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 通所介護相当サービス事業所は、その運営について、城陽市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第40条 通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第41条 通所介護相当サービスの方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成した際には、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (13) 通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。

（通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第42条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 第1号通所事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（城陽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年城陽市条例第9号）第33条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 第1号通所事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

- (3) 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第43条 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所以内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第3章 通所型サービスA

第1節 短時間運動型デイサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(短時間運動型デイサービス従業者の員数)

第44条 短時間運動型デイサービスの事業を行う第1号通所事業者（以下「短時間運動型デイサービス事業者」という。）が短時間運動型デイサービス（実施要綱別記2の2に規定する短時間運動型デイサービスをいう。以下この章において同じ。）の事業を行う事業所（以下「短時間運動型デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「短時間運動型デイサービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 短時間運動型デイサービスの提供日ごとに、短時間運動型デイサービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該短時間運動型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該短時間運動型デイサービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。ただし、短時間運動型デイサービスの事業と、短期集中運動型デイサービス（実施要綱別記2の3に規定する短期集中運動型デイサービスをいう。以下この章において同じ。）の事業、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業（以下この号において「事業所全体のサービス」という。）とが同一の事業所において一体的

に運営されている場合については、当該一体的に運営しているサービスの提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計を事業所全体のサービスの提供時間帯の時間数で除して得た数が、当該一体的に運営している事業所全体において1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- (2) 介護職員 短時間運動型デイサービスの単位ごとに、当該短時間運動型デイサービスを提供している時間帯に介護職員（専ら短時間運動型デイサービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該短時間運動型デイサービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保される為に必要と認められる数。ただし、短時間運動型デイサービスの事業と、短期集中運動型デイサービスの事業、通所介護相当サービスの事業、通所介護等の事業とが、同一の単位において一体的に提供されている場合については、当該一体的にサービスを提供している時間帯に当該一体的にサービスの提供に当たる介護職員が勤務している時間数の合計数を当該一体的にサービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあっては、1以上とすることができる。
- (3) 機能訓練指導員 1以上。ただし、短時間運動型デイサービスの事業と、短期集中運動型デイサービスの事業、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における人員基準を満たす機能訓練指導員が配置されていることをもって、これを置かないことができる。

- 2 短時間運動型デイサービスの事業と、短期集中運動型デイサービスの事業、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における従業者の員数に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（短時間運動型デイサービス事業所の管理者）

第45条 短時間運動型デイサービス事業者は、短時間運動型デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、短時間運動型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該短時間運動型デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 短時間運動型デイサービス事業者は、短時間運動型デイサービスの事業と、短期集中運動型デイサービスの事業、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業とが同

一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における人員基準を満たす管理者が配置されていることをもって、これを置かないことができる。

(準用)

第46条 第5条及び第8条から第43条までの規定は、短時間運動型デイサービスの事業において準用する。この場合において、これらの規定中「通所介護相当サービス事業者」とあるのは「短時間運動型デイサービス事業者」と、「通所介護相当サービス事業所」とあるのは「短時間運動型デイサービス事業所」と、「通所介護相当サービス従業者」とあるのは「短時間運動型デイサービス従業者」と読み替えて適用する。

第2節 短期集中運動型デイサービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(短期集中運動型デイサービス従業者の員数)

第47条 第44条第1項の規定は、短期集中運動型デイサービスの事業を行う第1号通所事業者（以下「短期集中運動型デイサービス事業者」という。）が短期集中運動型デイサービスの事業を行う事業所（以下「短期集中運動型デイサービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「短期集中運動型デイサービス従業者」という。）の員数について準用する。この場合において、同項第1号中「短時間運動型デイサービスの事業と、短期集中運動型デイサービス（実施要綱別記2の3に規定する短期集中運動型デイサービス）」とあるのは「短期集中運動型デイサービスの事業と、短時間運動型デイサービス（実施要綱別記2の2に規定する短時間運動型デイサービス）」と、同項第2号及び第3号中「短期集中運動型デイサービス」とあるのは、「短時間運動型デイサービス」と読み替えて適用する。

2 短期集中運動型デイサービスの事業と、短時間運動型デイサービスの事業、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における従業者の員数に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(短期集中運動型デイサービス事業所の管理者)

第48条 短期集中運動型デイサービス事業者は、短期集中運動型デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、短期集中運動型デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該短期集中運動型デイサービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 短期集中運動型デイサービス事業者は、短期集中運動型デイサービスの事業と、短時

間運動型デイサービスの事業、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業のうち、いずれかの事業における人員基準を満たす管理者が配置されていることをもって、これを置かないことができる。

(準用)

第49条 第5条及び第8条から第43条までの規定は、短期集中運動型デイサービスの事業において準用する。この場合において、これらの規定中「通所介護相当サービス事業者」とあるのは「短期集中運動型デイサービス事業者」と、「通所介護相当サービス事業所」とあるのは「短期集中運動型デイサービス事業所」と、「通所介護相当サービス従業者」とあるのは「短期集中運動型デイサービス従業者」と読み替えて適用する。

第4章 雑則

(従事者に関する留意事項)

第50条 第1号通所事業所において、第1号通所事業に従事する者は、適正な第1号通所事業の提供を行うに足りる知識経験を有する者とし、次に掲げる基準を満たしていること。

(1) 管理者は、介護サービス、保健医療サービス又は福祉サービス（以下この条において「介護関係サービス」という。）を提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合にあってはおおむね2年以上、非常勤の場合にあっては勤務日数がおおむね400日以上職歴を有する者であること。

(2) 生活相談員は、次のいずれかに該当する者であって、介護関係サービスを提供する事業所において、実務経験として、常勤の場合にあってはおおむね2年以上、非常勤の場合にあってはおおむね400日以上職歴を有する者であること。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者

イ 介護支援専門員

ウ 介護福祉士

(3) 事務職を除く従事者の3割以上の者が、介護関係サービスを提供する事業所等において、実務経験として、常勤の場合にあってはおおむね2年以上、非常勤の場合にあっては勤務日数がおおむね400日以上職歴を有する者であること。

(4) 同一の者が3種類を超える職務を兼務しないこと。

(5) 従事者に係る指揮命令及び労働条件を雇用契約、就業規則等で明確にしていること。

(設備に関する留意事項)

第51条 第1号通所事業所は、適正な事業運営を行うために必要な設備として、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 事務室の面積は、原則として7.4平方メートル以上を標準とすること。ただし、運動型デイサービス等の事業を行う事業所にあつては、この限りでない。

(2) 要支援者等に配慮した設備とすること。

(運動型デイサービスの利用定員に関する留意事項)

第52条 短時間運動型デイサービスの事業又は短期集中運動型デイサービスの事業（以下「運動型デイサービスの事業」という。）を行う事業所が、運動型デイサービスの事業と、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業とを一体的に行う場合については、運動型デイサービス等の利用定員（当該事業所において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業の利用定員とは別に定めるものとする。この場合において、通所介護相当サービスの事業又は通所介護等の事業の利用者数が、通所介護相当サービス又は当該通所介護等の事業の利用定員を下回ったときは、その下回った数を上限に、運動型デイサービスの事業の利用者の数が当該利用定員を超えることができるものとする。

(運営に関する留意事項)

第53条 第1号通所事業の運営に当たっては、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に留意するものとする。

(市の区域外の第1号通所事業所に係る基準の特例)

第54条 市の区域外に所在する第1号通所事業所について、第1号通所事業者の指定の申請等があった場合における人員、設備及び運営に関する基準は、この要綱の規定にかかわらず、当該事業所が所在する市町村の定める基準によるものとする。

(電磁的記録等)

第54条の2 第1号通所事業者及び第1号通所事業の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項（第46条及び第49条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 第1号通所事業者及び第1号通所事業の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知

覚によっては認識することができない方法をいう。) によることができる。

(委任)

第55条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附 則(平成30年(2018年)10月15日告示第100号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年(2021年)3月31日告示第22号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年(2024年)3月31日までの間、この要綱による改正後の城陽市第1号通所事業の人員、設備及び運営等の基準に関する要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、改正後の要綱第25条(改正後の要綱第46条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の要綱第25条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年(2024年)3月31日までの間、改正後の要綱第26条第3項(改正後の要綱第46条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年(2024年)3月31日までの間、改正後の要綱第28条の2(改正後の要綱第46条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の要綱第28条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

5 施行日から令和6年(2024年)3月31日までの間、改正後の要綱第29条第2項(改正後の要綱第46条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則（令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日告示第 21 号抄）

この要綱は、令和 6 年（2024 年） 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 9 条第 2 項第 2 号及び第 54 条の 2 第 1 項の改正規定 告示の日